

高知県南海地震対策行動計画（案）

目次

| | | |
|---|--|---------|
| 1 | 行動計画作成の背景 | 2P、3P |
| | (1) 南海地震の災害の特性 | |
| | (2) 南海地震対策の取り組み | |
| 2 | 南海地震対策の基本理念等 | 4P |
| | (1) 基本理念 | |
| | (2) 基本的な考え方 | |
| 3 | 行動計画の役割と目指すべき方向、位置付け、推進体制等 | 5P～7P |
| | (1) 行動計画の役割と目指すべき方向 | |
| | (2) 行動計画の位置付け | |
| | (3) 目標年次 | |
| | (4) 行動計画の対象とする範囲 | |
| | (5) 行動計画におけるソフト対策、ハード対策の進め方 | |
| | (6) 行動計画の推進体制 | |
| | (7) 行動計画の点検・見直し | |
| 4 | 行動計画の体系 | 8P、9P |
| 5 | 具体的な取り組み | 10P～45P |
| 6 | 参考資料 | |
| | 参考資料1 次の南海地震で想定される被害 | 46P |
| | 参考資料2 県民意識調査の結果 | 47P～50P |
| | 参考資料3 これまでの南海地震対策の取り組み | 51P |
| | 参考資料4 行動計画の取り組みと被災との関わり（時系列） | 52P |
| | 参考資料5 本計画で使用する用語の説明 | 53P～61P |
| | 参考資料6 県の災害対策の体制 | 62P |
| | 参考資料7 災害時の医療救護体制の概要 | 63P |
| | 参考資料8 住宅や宅地等の危険度判定等の概要 | 64P |
| | 参考資料9 災害ボランティアの概要 | 65P |

1 行動計画作成の背景

(1) 南海地震の災害の特性

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、おおよそ 100 年から 150 年の間隔で発生しており、歴史的にも繰り返し高知県を襲い、その度に大きな被害をもたらしてきました。

政府の「地震調査委員会」は、2009 年 1 月 1 日を基準日と算定して、今後 30 年以内に南海地震が発生する確率を 50% ~60%、50 年以内では 80~90%と公表しています。

高知県では、南海地震が発生すると、沿岸に近い地域では震度 6 強（軟弱地盤の所では震度 7）から震度 6 弱、その他の地域でも震度 5 強の強い揺れが、約 100 秒間という非常に長い時間にわたって続くと想定されています。また、早いところで 3 分、遅くとも 30 分以内には、高知県の全沿岸域に津波が押し寄せ、その高さは 6~8 メートル、ところによっては 10 メートルを超える非常に高い津波高が想定されています。

その被害は、「第 2 次高知県地震対策基礎調査（平成 16 年 3 月高知県作成）」によると、死傷者数約 20,400 人、全・半壊建物約 167,000 棟が想定され、想定死者数約 9,600 人のうち、津波によるものが 7 割、揺れ（建物倒壊）によるものが 2 割、その他が火災や崖崩れによるものとされています。

また、高知県では、南海地震のたびに、地盤の沈下や隆起といった地盤変動が見られています。特に、人口や資産が集中する県都・高知市では、大規模な地盤沈下の記録（宝永の南海地震で 2 m、安政の南海地震で 1.1m、昭和の南海地震で 1.2m）が残されており、次の南海地震でも、地盤沈下によって広い範囲が、長期間、浸水することが想定されます。

こうした南海地震による揺れや津波、地盤沈下によって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立する恐れがあります。

(2) 南海地震対策の取り組み

高知県では、平成 14 年 7 月に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を受け、平成 15 年 2 月に知事を本部長とする「高知県南海地震対策推進本部」（以下「推進本部」といいます。___）を設置し、全庁的な推進体制のもとに、南海地震対策を進めてきました。

平成 17 年 2 月には、南海地震に備えるための県の基本的な考え方や、当面の取り組みなどをまとめた「南海地震に備える基本的な方向」()の冊子を作成(その後 2 回改訂)して、県民の方と、課題や目標を共有しながら、取り組んできました。

こうした取り組みや、近年国内外で発生した大規模な地震によって、南海地震への関心が次第に高まっていますが、自主防災組織の立ち上げや建物の耐震化、事業者の防災対策などの取り組みは、まだ、県民や地域、事業者全体に広がっておらず、今世紀前半にも発生が懸念されている南海地震に立ち向かうためには、一人ひとりが向き合い、できることから取り組み、県全体の防災力を高めていくことが重要です。

こうしたことから、平成 18 年 5 月から、約 2 年間にわたって、県民とともに作る過程を大切にしながら、南海地震への備えのより所となる条例を検討し、平成 20 年 4 月 1 日に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(以下「条例」といいます。)を施行しました。

今後は、県や市町村、県民、自主防災組織、事業者などが、条例の前文にある「私たちは、力を合わせて南海地震への備えを早急に進め、南海地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていく」という意志を持ち、それぞれが役割を分担して、さらに取り組みを進めていくことが重要です。

[南海地震に備える基本的方向 用語集\(53 ページ\)](#)

[高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例 用語集\(53 ページ\)](#)

[高知県南海地震に強い地域社会づくり条例の本文や詳細については高知県地震・防災課ホームページをご覧ください。](#)

<http://www.pref.kochi.jp/jisinbousai/joureikoufu/joureikoufutop.htm>

2 南海地震対策の基本理念等

本県では、次の基本理念、基本的な考え方に基づいて南海地震対策に取り組んでいきます。

(1) 南海地震対策の基本理念

「南海地震による被害を軽減するために、南海地震への備えを、全県的な運動として展開し、習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化()を根付かせ、震災に強い地域社会を実現する」ことを基本理念とします。(条例第3条の基本理念を要約)

(2) 南海地震対策の基本的な考え方

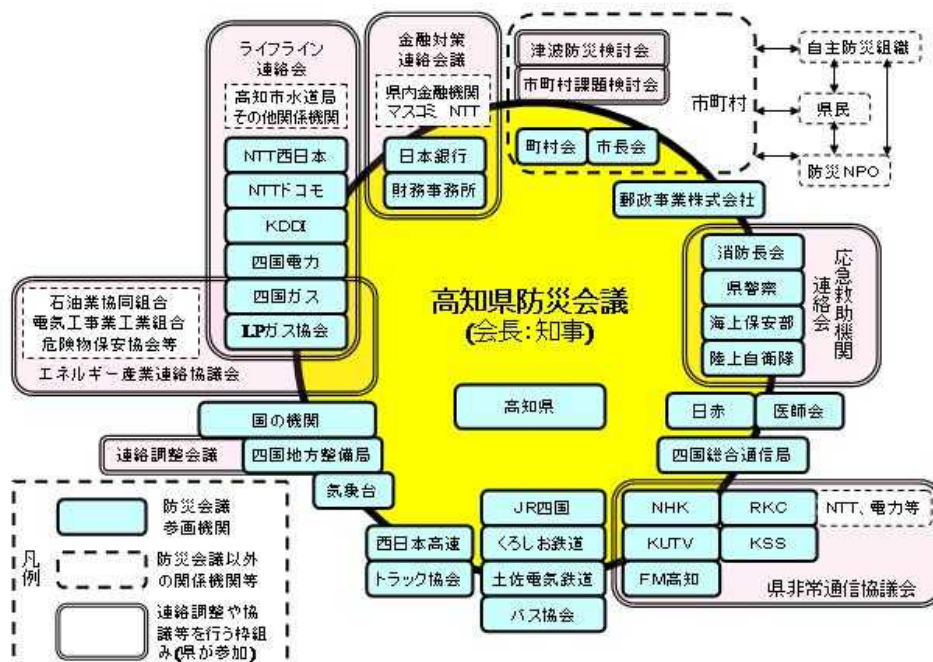
自助・共助を基軸とした南海地震対策

南海地震による被害を軽減するためには、自らの命は自らで守る「自助の取り組み」、さらには、地域での支え合い・助け合い等による「共助の取り組み」が重要であることから、自助・共助を基本に南海地震対策を進めていきます。

県や市町村等は、互いに連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の取り組みが活性化するように支援するとともに、県自らが取り組むべき社会基盤の整備や迅速かつ的確な震災対応をするための体制整備をするなどの公助の取り組みを推進していきます。()

連携と役割分担による南海地震対策

広範多岐にわたる南海地震対策を適切に進めて行くには、行政はもとより、県民、自主防災組織、企業、NPO、防災関係機関など、様々な立場の方が、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携し、総合的に取り組んでいくことが重要であることから、連携し、役割分担しながら南海地震対策を進めていきます。



3 行動計画の役割と目指すべき方向、位置付け、推進体制等

(1) 行動計画の役割と目指すべき方向

南海地震の被害を軽減するためには、自助、共助、公助それぞれが役割を果たしていくことが重要となります。

県では、これまで自主防災組織の設立や住宅の耐震化など 17 項目の目標を定め、県自らの取り組みの推進や県民、自主防災組織等への支援などに努めてきましたが、平成 20 年 4 月の条例の施行に伴い、こうした被害軽減の取り組みを、県の組織を挙げ、さらにしっかりと取り組んでいきます。

このため、新たに、県として事前に実施すべき対策や目標などを定めた行動計画を作成し、前述の「南海地震対策の基本理念と基本的な考え方」に基づき、次の 3 つの重点目標を掲げて、取り組んでいきます。

- 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
- 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
- 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める。

特に、死者数の 7 割、建物の全壊棟数の 4 割を占める津波の対策は、最も重要な対策の一つであることから、「被害の軽減のための事前の備えや対策」の推進は勿論のこと、「地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うための事前の準備」や「震災に強い人・地域・ネットワークづくり」においても、具体の取り組みの中で、津波への重点的な対応を進めていきます。

(2) 行動計画の位置付け

行動計画は、条例第 43 条の規定に基づき作成するもので、併せて、災害対策基本法に基づく「高知県地域防災計画（震災対策編）」（ ）に定める基本事項を具体化するための行動計画としても位置付けています。

(3) 目標年次

第 1 期の行動計画は、国の地震防災戦略（ ）の目標期間である平成 26 年度との整合性を図り、平成 21 年度から平成 26 年度までの 6 カ年の計画とします。

目標年度は、前期（平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間）と後期（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間）に区分し、前期、後期それぞれに目標を設定します。なお、3 年ごとの目標の設定が困難なものについては、単年度又は 6 年間を通して目標を設定します。

[高知県地域防災計画 用語集\(54 ページ\)](#)

[地震防災戦略 用語集\(54 ページ\)](#)

(4) 行動計画の対象とする範囲

行動計画には、地震発生時の被害軽減のための予防対策だけでなく、地震発生後の応急、復旧、復興対策の充実に向けた事前の対策も定めます。

特に、現時点で、着手していない重要な対策については、行動計画に位置付け、課題の整理や具体の対策の検討に努めます。

(5) 行動計画におけるソフト対策、ハード対策の進め方

県の南海地震対策では、これまで、県民への意識啓発や、自主防災組織の設立・活性化、津波避難計画()づくりなどのソフト対策を優先して実施してきました。

一方、ハード対策については、莫大な経費と多大な時間を要するのみならず、公共土木施設()が、南海地震の強い揺れに耐え、本来の期待する機能が有効に発揮されるとの保証はないことから、ハード対策はソフト対策を補完するものであるとの考えに立って、限られた財源の中で、効率的・効果的に公共投資を行ってきました。

行動計画に基づく取り組みにおいても、ソフト対策を優先しつつ、建築物の耐震補強や、津波から逃げるための避難路・避難場所の整備、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強などの人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的、選択的に実施していきます。

(6) 行動計画の推進体制

行動計画は、推進本部の全庁的な推進体制のもとに、危機管理部で調整しながら、各部局が主体的に推進します。なお、推進にあたって、庁内で横断的に検討が必要な課題については、検討チームを設置して、検討していきます。

なお、南海地震対策は、住民に身近な市町村が中心的な役割を担うものが多いことから、行動計画の推進にあたっては、県と市町村が課題を共有し、連携しながら、推進していきます。

(7) 行動計画の点検・見直し

行動計画の実施状況は、推進本部で、毎年点検し、公表します。また、その結果を踏まえて、必要に応じて行動計画を見直しますが、少なくとも、前期での取り組み状況を踏まえて、平成24年度からの後期計画に、具体的な対策を盛り込むため、平成23年度に行動計画の見直し作業を行います。

[津波避難計画 用語集\(54ページ\)](#)

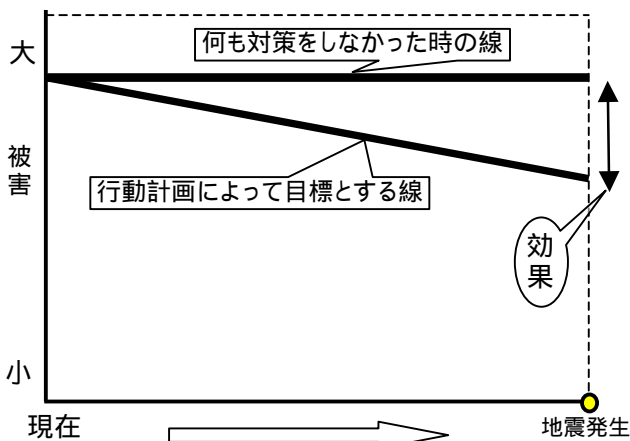
[公共土木施設 用語集\(54ページ\)](#)

行動計画に基づく取り組み等の推進による被害の軽減及び早期の復興の効果(イメージ図)

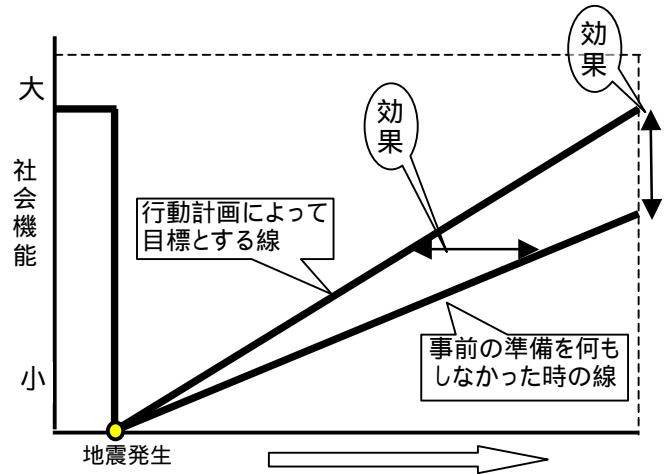
南海地震対策は、地震発生までの予防対策から、地震発生後の応急・復旧・復興対策までの様々な対策が必要であり、その対策は、県民、地域、事業者、県や市町村等の行政などがそれぞれの役割のもとに担う必要があります。

南海地震が発生するまでの時間を有効に活用して、被害の軽減や地震発生後の速やかな応急・復旧・復興の準備を行うため、行動計画に基づき、しっかりと取り組みを進めていきます。

地震発生前の効果(被害軽減)



地震発生後の効果(早期復興)



地震による被害への予防対策を実施することによって実際に地震が発生したときの被害を少しでも小さくすることを目指す

<地震発生までの予防対策の内容>

[県民]

住宅の耐震化、室内の安全対策、食料・飲料水の備蓄、非常持ち出し品の準備、危険な箇所の把握、知識の習得、自主防災活動への参加 など

[地域]

自主防災活動の活性化、勉強会、地域での津波避難計画の作成、防災訓練の実施、災害時要援護者の避難支援体制づくり など

[事業者]

施設の耐震化、防災体制の整備、事業継続計画の作成、防災訓練の実施 など

[県や市町村など]

県民・地域・事業者の取組の支援、防災学習・啓発の実施、公共施設の耐震化、津波からの避難路・避難場所の整備、防災訓練の実施、地震発生後の計画やマニュアルの作成 など

地震発生時

揺れから身を守る
津波等から避難する

地震発生後の応急・復旧・復興に必要な対策の体制整備等をあらかじめ実施することにより、実際に地震が発生したときに早期の復興を目指す

<地震発生後の応急・復旧・復興対策の内容>

[県民]

初期消火、家族の安否確認、被災からの生活再建 など

[地域]

負傷者の救出・応急手当・搬送、災害時要援護者の支援、炊き出し など

[事業者]

初期消火、従業員や顧客等の避難誘導、負傷者の応急手当、事業の早期再開 など

[県や市町村など]

被害情報の収集、人命救助、負傷者の搬送、避難者の食料等の調達、避難所の運営、こころのケア、災害廃棄物の処理、二次災害の防止、公共施設の応急・復旧、復興計画の作成、被災者の生活再建支援 など

行動計画ではこれらの対策を円滑に実施するための体制づくり等を実施

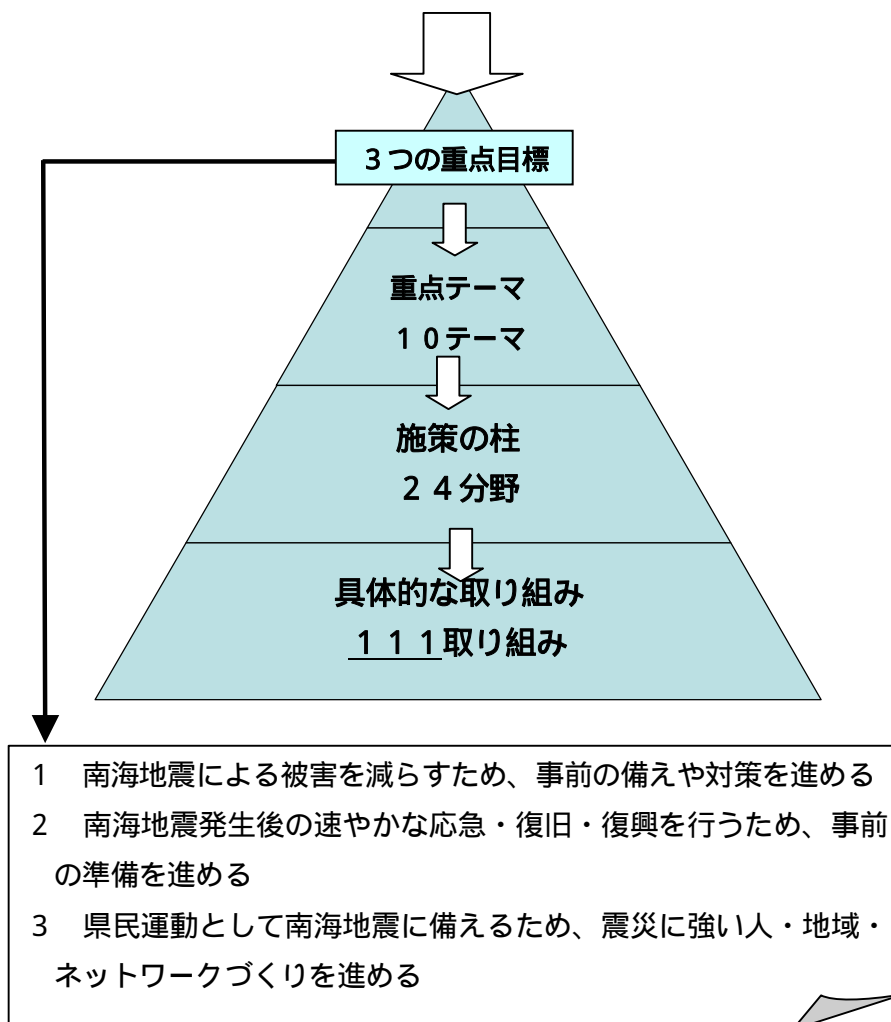
行動計画の取り組みと被災との関わり(時系列)は、参考資料4(52ページ)に記載

4 行動計画の体系

行動計画は、基本理念を実現するため、3つの「重点目標」を掲げ、それに対応する10の「重点テーマ」と24の「施策の柱」の基に、84項目 111の「具体的な取り組み」とその「目標」を明らかにして取り組みを進めます。

【基本理念】

被害を軽減するため、南海地震への備えを、全県的な運動として展開し、習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせ、震災に強い地域社会を実現する



[行動計画の体系図]

| 重点目標 (3) | 重点テーマ (10) | 施策の柱 (24) | 具体的な取り組み数 (84項目 111取り組み) | |
|--|--|------------------|-----------------------------|-------------|
| 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める | | | | |
| | 1 地震の揺れへの備え | 1 建物の耐震対策 | 9項目 (10取り組み) | |
| | | 2 室内における安全対策 | 3項目 (4取り組み) | |
| | | 3 屋外における安全対策 | 2項目 (3取り組み) | |
| | | 4 公共土木施設の耐震対策 | 1項目 (1取り組み) | |
| | | 5 文化財の地震対策 | 2項目 (2取り組み) | |
| | 2 津波への備え | 1 津波からの避難対策 | 5項目 (6取り組み) | |
| | | 2 公共土木施設等の津波対策 | 6項目 (6取り組み) | |
| | 3 地震による火災への備え | 1 火災による被害の防止対策 | 1項目 (1取り組み) | |
| | 4 地震後の土砂災害等への備え | 1 土砂災害対策 | 3項目 (5取り組み) | |
| | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める | | | |
| | | 1 応急活動 | 1 迅速な初動・応急活動のための体制整備 | 7項目 (7取り組み) |
| | | | 2 情報の収集・伝達体制の整備 | 3項目 (3取り組み) |
| 3 被災者への救援 | | | 7項目 (9取り組み) | |
| 4 地域の孤立や長期浸水への対応 | | | 2項目 (2取り組み) | |
| 5 災害医療の確保 | | | 3項目 (7取り組み) | |
| 6 二次災害の防止 | | | 2項目 (3取り組み) | |
| 7 緊急輸送の確保 | | | 2項目 (5取り組み) | |
| 2 復旧活動 | | 1 速やかな復旧対策 | 4項目 (5取り組み) | |
| | | 2 ボランティアの活動環境の整備 | 2項目 (2取り組み) | |
| 3 震災からの復興 | | 1 復興に関する検討 | 1項目 (1取り組み) | |
| 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める | | | | |
| | 1 震災に強い人づくり | 1 防災学習、啓発活動の促進 | 3項目 (3取り組み) | |
| | | 2 人材育成 | 3項目 (4取り組み) | |
| | 2 事業者の取り組みの促進 | 1 事業者の防災対策の促進 | 5項目 (5取り組み) | |
| | 3 震災に強い地域づくり | 1 自主防災組織等の活性化 | 3項目 (6取り組み) | |
| | | 2 災害時要援護者支援 | 5項目 (11取り組み) | |

5 具体的な取り組み

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 1 地震の揺れへの備え |

1 - 1 - 1 建物の耐震対策

次の南海地震では、長く強い揺れによって8万棟以上の建物が全半壊し、約1,800人の死者、約9,300人の負傷者が発生すると想定されます。また、揺れによって建物が被害を受けた場合、すぐに襲ってくる津波から避難することが困難となり、人的被害をさらに拡大させる要因となります。

高知県では、地震時に倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅や公共の建物などが多くあるため、揺れによる被害を軽減するため、耐震診断や耐震補強を進めます。

| | |
|---|--|
| 1 既存木造住宅の耐震化の促進 | (担当部局) 土木部 |
| 建物の倒壊から人命を守るため、市町村が実施する既存木造住宅の耐震化促進事業(診断、設計、改修)に対して補助を行います。 | |
| 目標 | (前期)耐震化率 約82% (後期)耐震化率 約88% |
| 現状 | 耐震化率 65%(平成15年推計値 平成15年住宅・土地統計調査) |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存木造住宅 用語集(55ページ) ・耐震化促進事業 用語集(55ページ) ・木造の既存住宅に対する耐震診断・設計・改修補助 案内チラシ 高知県住宅課ウェブサイト http://www.pref.kochi.jp/jyutaku/taishin/index.htm |

| | |
|--|---|
| 2 県有建築物の耐震化の推進 | (担当部局) 危機管理部 |
| 県有建築物の耐震改修等の実施 県有施設を利用する来庁者や職員等を南海地震から守るため、県有建築物耐震化実施計画に基づき、県が所有する学校や庁舎、警察署などの耐震化を推進します。 | |
| 県有建築物の耐震診断結果の公表 県有建築物の耐震診断結果をまとめた耐震性能リストをウェブサイト等を用いて公表します。 | |
| 目標 | (前期) 耐震補強 58 棟 (現在調整中) (後期) 耐震補強 69 棟 (現在調整中) (6年間) 年1回公表 |
| 現状 | 耐震化が必要と考えられる建築物(倉庫等利用頻度の少ないものや再編・廃止等を検討中のものなどを除く) 265 棟 (現在調整中)(平成 20 年度未見込み) |
| 参考 | 高知県県有建築物耐震化実施計画 用語集(55 ページ) 高知県地震・防災課ウェブサイト http://www.pref.kochi.jp/jisinbousai/taisinkeikaku.pdf |

| | |
|---|----------------------------|
| 3 市町村有の建築物の耐震化の促進 | (担当部局)危機管理部 |
| 公立小中学校等の建築物の耐震化計画の作成及び耐震診断結果の公表を市町村に働きかけます。 | |
| 目標 | (前期)市町村の計画作成・公表率 100% |
| 現状 | 2市が耐震実施計画を作成(平成20年12月1日現在) |

| | |
|--|--|
| 4 幼稚園・保育所の耐震化の促進 | (担当部局)教育委員会 |
| 幼稚園・保育所の耐震化を促進するため、施設の設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助：公立幼稚園、民間幼稚園、民間保育所 ・耐震補強補助：公立幼稚園、民間幼稚園 | |
| 目標 | (前期)耐震診断率 50%、Is値0.3未満の施設の耐震化100% (後期)耐震診断率 100%、耐震化率 90% |
| 現状 | 耐震診断率 27.7%、耐震化率 48.4%(平成20年4月1日現在) |
| 参考 | Is値用語集(55ページ) |

| | |
|--|---|
| 5 公立小中学校の耐震化の促進 | (担当部局)教育委員会 |
| 公立小中学校の耐震化を促進するため、市町村等が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助：すべての公立小中学校 ・耐震補強補助：Is値0.3以上0.7未満の公立小中学校 | |
| 目標 | (前期)2次診断80棟 H20.4.1時点で2次診断の結果Is値0.3未満と判明しているすべての建物(57棟)の耐震化 (後期)平成24年度末に耐震化率75% |
| 現状 | 耐震診断率：85.8% (昭和56年以前建築の棟数696棟のうち597棟が耐震診断済み 平成20年4月1日現在) 耐震化率：51.6% (全棟数1,123棟のうち579棟が耐震化済み 平成20年4月1日現在) |
| 参考 | Is値用語集(55ページ) |

| | |
|---|---|
| 6 私立学校の耐震化の促進 | (担当部局)政策企画部 |
| 私立学校の耐震化を促進するため、施設設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。 | |
| 目標 | (前期)耐震診断率 90%、耐震化率 75% (後期)耐震診断率 100%、耐震化率 85% |
| 現状 | 耐震診断率 64.9%、耐震化率 66.2%(平成20年4月1日現在) |

| | |
|--|--|
| 7 社会福祉施設等の耐震化の促進 | (担当部局) 健康福祉部 |
| <p>地震発生時に、病院や社会福祉施設(高齢者関係施設・障害者関係施設・児童関係施設)において、県民が被害を受けないよう、また地震発生後においても医療や介護等を継続して提供できるよう、社会福祉施設等の耐震化について働きかけます。</p> | |
| 目標 | <p>(6年間) 病院 耐震化率 90%</p> <p>うち広域災害支援病院・災害支援病院・救護病院 耐震化率 100% (平成 24 年度)</p> <p>高齢者関係施設 耐震化率 100%</p> <p>障害者関係施設 耐震化率 100%</p> <p>児童関係施設 耐震化率 100%</p> |
| 現状 | <p>耐震化率: 病院 82.9% うち広域災害支援病院・災害支援病院・救護病院 91.1% (平成 20 年 5 月 1 日現在)、高齢者関係施設 92.9% (平成 20 年 9 月 8 日現在)、障害者関係施設 77.7% (平成 20 年 9 月 10 日現在)、児童関係施設 41.7% (平成 20 年 4 月 1 日現在)</p> |

| | |
|---|---|
| 8 公営企業の設備(電気事業・工業用水道事業)の耐震化の推進 | (担当部局) 公営企業局 |
| <p>公営企業局が所管するライフライン設備(電力設備や工業用水道施設)について、南海地震による被害を軽減するため、設備の耐震診断及び、診断結果に基づく耐震改修を行います。</p> | |
| 目標 | <p>(前期) A 評価の設備の耐震診断の完了(7 設備)</p> <p>(6 年間) B 評価・C 評価の設備に対する耐震診断実施計画の作成及び耐震診断の実施</p> <p>耐震診断結果に基づく耐震化実施計画の作成及び耐震化の実施</p> |
| 現状 | <p>平成 19 年度～20 年度 A 評価・B 評価のうち重要なものの耐震診断を実施</p> <p>A 評価 5 設備(永瀬発電所取水口、鏡川工水配水池建屋入口、同出口、杉田発電所本館建物、吉野管理事務所)</p> <p>B 評価 2 設備(永瀬発電所本館建物、吉野発電所本館建物)</p> |
| 参考 | <p>平成 17 年度に耐震診断の優先順位を評価(A～D 評価)</p> <p>A 評価: 5 年以内に対策が必要なもの(12 設備)</p> <p>B 評価: 6 年～11 年以内に対策が必要なもの(20 設備)</p> <p>C 評価: 11 年～15 年以内に対策が必要なもの(7 設備)</p> <p>D 評価: 早急に診断・対策の必要のないもの低いもの(111 設備)</p> |

| | |
|--|---|
| 9 下水道施設の地震対策の促進 | (担当部局) 土木部 |
| <p>県が実施する流域下水道事業について、「下水道の地震対策マニュアル」(社団法人日本下水道協会)等を参考に、重要な幹線や最低限の処理機能を確保すべき施設の耐震化等の対策を実施するための下水道総合地震対策計画を作成し、国の制度(下水道総合地震対策事業)を活用して対策を推進します。また、市町村が実施する下水道事業についても、地震対策計画を作成するよう働きかけます。</p> | |
| 目標 | <p>(前期) 県の下水道総合地震対策計画の作成</p> <p>(6 年間) 県の下水道総合地震対策計画に基づく地震対策事業の実施</p> |
| 現状 | <p>高須浄化センターの耐震診断調査、管渠耐震診断調査を実施(平成 13 年度)</p> |
| 参考 | <p>県が実施する流域下水道事業である「浦戸湾東部流域下水道」は、高知市、南国市及び香美市(平成 19 年度末現在の整備人口は 3 市合計で約 1 6 万 6 千人)の汚水を受け入れ高須浄化センターで処理を行っている。</p> |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 1 地震の揺れへの備え |

1 - 1 - 2 室内における安全対策

建物の倒壊を免れても、家具の転倒や、家電製品の落下、ガラスの飛散などによって室内で怪我をすることが考えられます。また、このことが原因で、津波からすぐに避難することができず、命を落としてしまうことも考えられます。

このため、家具の転倒やガラス等の飛散などの防止対策を促進するとともに、平成 19 年 10 月から提供が開始された緊急地震速報の有効活用を図ることにより、室内における安全対策を進めます。

| | |
|--|---|
| 1.0 家庭での室内の安全対策の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>家具の転倒防止対策の実施</p> <p>地域ぐるみで家具の転倒防止対策を促進するため、防災総合補助金を活用して、市町村や自主防災組織が行う家具の転倒防止講習会の開催を支援します。また、市町村に対して、家具の固定をすることが困難な高齢者や障害者の世帯での家具固定を進めるための支援制度の創設などを働きかけます。</p> <p>耐震シェルター等の簡易な安全対策の検討</p> <p>家屋の倒壊から命を守る方法の一つとして、耐震シェルターや耐震ベッド等の簡易な安全対策について検討します。</p> | |
| 目標 | (前期) 実施方法の検討 (6年間) 家具固定率 90% |
| 現状 | 家具固定率 29.5%(平成 19 年度三重・和歌山・徳島・高知四県意識調査) |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 市町において家具固定の支援制度を創設(県の防災総合補助金を活用) ・ 防災総合補助金 用語集(55 ページ) |

| | |
|---|---|
| 1.1 県有建築物の室内の安全対策の推進 | (担当部局) 総務部、危機管理部 |
| <p>県有建築物における室内空間の安全性を高めるため、県有建築物において、書棚の固定や配置の見直し、ガラスの飛散防止などの安全対策を行います。</p> | |
| 目標 | (前期) すべての県有建築物において背の高いキャビネットなど危険なものの固定や配置の見直しなどの安全対策を実施 |
| 現状 | 平成 20 年度に検討チームを設置し、具体的方法等を検討 |

| | |
|---|--|
| 1.2 緊急地震速報の有効活用 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>県の施設において緊急地震速報を有効に活用するため、本庁舎などの導入施設における訓練を定期的に実施するとともに、県有施設への効果的な導入方法を検討します。</p> | |
| 目標 | (前期) 県有施設への効果的な導入方法の検討 |
| 現状 | 平成 20 年 9 月から、本庁舎・西庁舎・北庁舎・議会棟・県警本部庁舎において、緊急地震速報を提供開始 |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 1 地震の揺れへの備え |

1 - 1 - 3 屋外における安全対策

1978年の宮城県地震では、倒壊したブロック塀等の下敷きとなり、小学生を含む18名の命が失われました。また、倒壊したブロック塀等で避難路が塞がれた場合、津波や火災から早く避難できなくなることも考えられます。

このため、屋外において、ブロック塀等が倒壊し、被害を拡大させることのないよう、安全対策を進めます。

| | |
|---|---|
| 1.3 ブロック塀等の安全対策の促進 | (担当部局) 土木部 |
| <p>ブロック塀等の点検方法等の周知 地域ぐるみでブロック塀等の安全対策を促進するため、市町村と連携して、自主防災組織等に対してその点検方法等の周知を行います。</p> <p>ブロック塀等の転倒防止のための支援方法等の検討 所有者自らがブロック塀等の転倒防止対策を行うための支援方法等を検討します。</p> | |
| 目標 | (前期) 支援方法の検討 (6年間) 周知を行った自主防災組織等の割合：100% |
| 現状 | - |

| | |
|--|--|
| 1.4 自動販売機の安全対策の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>自動販売機の転倒防止対策を推進するため、高知県において自動販売機の地震対策協議会を新たに設置し、事業者団体等と連携を図ります。</p> | |
| 目標 | (前期) 協議会を設置(平成21年度)し、具体的な対策の検討 |
| 現状 | - |
| 参考 | 自動販売機業界4団体(社団法人全国清涼飲料水工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)において、業界の自主基準として「自動販売機据付基準」(平成20年)を制定 |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 1 地震の揺れへの備え |

1 - 1 - 4 公共土木施設の耐震対策

県では、道路や河川・海岸の堤防、港などの多くの公共土木施設を整備していますが、そのすべてを、地震の揺れや揺れに伴って起こる液状化から守るためには、膨大な経費と多大な時間が必要となります。

このため、人的被害の軽減や速やかな応急・復旧に効果の高い、水門や橋梁の耐震補強などの対策を着実に進めます。

| | |
|--|--|
| 1.5 高潮対策区間の堤防耐震化 | (担当部局) 土木部 |
| 地震時の堤防の機能を維持するため、鏡川、国分川、舟入川の堤防の耐震化(総延長 16.9km)を行います。 | |
| 目標 | (前期) 工事の実施延長 270m |
| 現状 | 全体計画延長 16,900m 残延長 10,604m (平成 19 年度末) |

<関連項目の再掲>

- [2.4](#) 高知港の水門の自動降下化(高知港の水門の自動降下化・耐震化)([19](#)°-ジ)
- [2.5](#) 海岸保全施設等の整備等([19](#)°-ジ)
- [2.8](#) 内水排除施設の機能確保(湛水防除施設を耐震性を有したものに更新)([20](#)°-ジ)
- 5.7 緊急輸送道路の確保(緊急輸送道路の橋梁耐震化)([33](#)°-ジ)
- 5.8 海上交通の確保(港湾の耐震強化岸壁の整備、漁港の耐震強化岸壁の整備)([33](#)°-ジ)

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 1 地震の揺れへの備え |

1 - 1 - 5 文化財の地震対策

阪神・淡路大震災では、指定文化財において 143 件、100 億円以上の被害が発生しました（財団法人文化財保護・芸術研究助成財団資料より）。

県民にとってかけがえのない財産である文化財に対する地震の被害を防ぎ、次の世代に残すため、文化財に関する防災対策を進めます。

| | |
|--|--|
| 1.6 文化財の地震防災対策の促進 | （担当部局）教育委員会 |
| <p>県民にとって貴重な財産である文化財（建造物・美術工芸品等）を南海地震から守るため、文化財の防災マニュアルを作成し、市町村及び所有者に対して震災前後の物件の扱いについて周知します。</p> | |
| 目標 | <p>（前期）文化財の防災マニュアルの作成 <u>（文化財建造物を中心に震災前後の対応について解説本の作成）</u> （後期）個別相談会の開催 <u>（文化財所有者への現地個別相談会）</u></p> |
| 現状 | - |
| 参考 | 文化財 用語集(55 ページ) |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|----------|-------|--|-----------|-------|--|---------|--------|
| 1.7 文化財建造物の耐震化の促進 | （担当部局）教育委員会 | | | | | | | | | |
| <p>文化財建造物を地震による被害から守るため、文化財建造物の所有者自らが行う耐震診断（以下「所有者耐震診断」）を実施・促進します。また、所有者への耐震診断等の啓発等を目的に、説明会・講演会を開催します。</p> | | | | | | | | | | |
| 目標 | <p>（前期）所有者耐震診断 100 物件 <u>（国・県・市町村指定及び国登録物件の文化財建造物）</u> <u>所有者への所有者診断説明会・啓発講演会の開催（県内 3 ヶ所で実施）</u> （後期）前期の残り物件について、所有者耐震診断を推進</p> | | | | | | | | | |
| 現状 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">高知県の文化財建造物の現在数</td> <td style="width: 20%;">国県指定対象物件</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">60 物件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村指定対象物件</td> <td style="text-align: right;">64 物件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国登録対象物件</td> <td style="text-align: right;">219 物件</td> </tr> </table> <p>うち耐震診断実施済 5 物件（平成 20 年 9 月 1 日現在）</p> | 高知県の文化財建造物の現在数 | 国県指定対象物件 | 60 物件 | | 市町村指定対象物件 | 64 物件 | | 国登録対象物件 | 219 物件 |
| 高知県の文化財建造物の現在数 | 国県指定対象物件 | 60 物件 | | | | | | | | |
| | 市町村指定対象物件 | 64 物件 | | | | | | | | |
| | 国登録対象物件 | 219 物件 | | | | | | | | |
| 参考 | 文化財 用語集(55 ページ) | | | | | | | | | |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 2 津波への備え |

1 - 2 - 1 津波からの避難対策

南海地震の発生後、津波が沿岸域を襲うまでほとんど時間の猶予がないため、各地域において津波避難計画を作成し、日頃から避難路や避難場所を実際に確認しておくことが、一人ひとりの迅速な避難行動に繋がります。

このため、地域ごとに津波からの避難計画を作成し、計画に基づく訓練の実施や必要な避難路・避難場所の整備を促進します。

| | |
|--|---|
| 1.8 津波避難計画の作成の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>津波避難計画の作成を促進するため、津波防災検討会における市町村との情報提供・情報共有や、防災総合補助金を活用したハザードマップの作成等の支援などを行います。</p> <p>また、津波避難計画等に基づき必要な避難路・避難場所・避難標識等の整備に対して防災総合補助金等により支援します。</p> | |
| 目標 | (前期) 市町村 (沿岸 19 市町村) が作成する計画の作成率 100% (6 年間) 自主防災組織等が作成する計画の作成率 100% |
| 現状 | 市町村 (沿岸 19 市町村) が作成する計画の作成率 31.6% (平成 20 年 4 月 1 日現在) 自主防災組織等が作成する計画の作成率 44.5% (平成 20 年 4 月 1 日現在) |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 用語集(55 ページ) ・防災総合補助金 用語集(55 ページ) |

| | |
|--|--|
| 1.9 津波避難訓練の実施 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>地域や事業所における津波避難訓練を促進するため、市町村等と連携して、啓発や訓練の方法等に関する助言や情報提供等を行います。</p> | |
| 目標 | (6 年間) 沿岸各市町村において毎年 1 回以上訓練を実施 |
| 現状 | <p>平成 20 年度は、沿岸 19 市町村すべてで訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 8 月 31 日に実施した「地域のみんなで自主防災訓練」への参加 沿岸 19 市町村中 15 市町村が参加 (20,240 人参加) ・上記の一斉訓練以外の開催 南国市(9月1日)、須崎市(12月21日)、四万十町(8月30日)、大月町(9月) |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 2.0 津波からの避難路・避難場所等の確保 | (担当部局) 農業振興部、 海洋部、土木部 | | |
| <p>沿岸地域の住民が津波から避難できるよう、国の事業(漁業集落環境整備事業、農村災害対策整備事業、農免農道整備事業、広域農道整備事業、急傾斜地崩壊対策事業等)や県の防災総合補助金を活用して避難路や避難場所等の整備を支援します。</p> | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>目標</td> <td>(前期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了 (後期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農村災害対策整備事業 1地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了</td> </tr> </table> | 目標 | (前期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了 (後期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農村災害対策整備事業 1地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了 | <p>国の急傾斜地崩壊対策事業及び県の防災総合補助金は市町村からの要望を踏まえて実施</p> |
| 目標 | (前期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了 (後期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農村災害対策整備事業 1地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了 | | |
| <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>漁業集落環境整備事業等 9市町村 13地区で実施(うち6地区で整備完了)</td> </tr> </table> | 現状 | 漁業集落環境整備事業等 9市町村 13地区で実施(うち6地区で整備完了) | |
| 現状 | 漁業集落環境整備事業等 9市町村 13地区で実施(うち6地区で整備完了) | | |
| <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>・避難場所 用語集(55ページ) ・防災総合補助金 用語集(55ページ)</td> </tr> </table> | 参考 | ・避難場所 用語集(55 ページ) ・防災総合補助金 用語集(55 ページ) | |
| 参考 | ・避難場所 用語集(55 ページ) ・防災総合補助金 用語集(55 ページ) | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 2.1 津波避難ビル等の整備・指定の促進 | (担当部局) 危機管理部 | | |
| <p>津波防災検討会での課題の共有等を通じて、各市町村において既存のビルを津波避難ビル等に指定する取り組みを進めます。</p> | | | |
| <p>また、防災総合補助金を活用して、市町村が行う津波避難ビルの外付け階段や津波避難タワーの整備等を支援します。</p> | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>目標</td> <td>(6年間) すべての津波避難困難地域で既存のビル等の指定</td> </tr> </table> | 目標 | (6年間) すべての津波避難困難地域で既存のビル等の指定 | |
| 目標 | (6年間) すべての津波避難困難地域で既存のビル等の指定 | | |
| <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>10市町村において98施設を指定(平成20年4月)</td> </tr> </table> | 現状 | 10市町村において98施設を指定(平成20年4月) | |
| 現状 | 10市町村において98施設を指定(平成20年4月) | | |
| <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>・津波避難ビル等 用語集(55ページ) ・防災総合補助金 用語集(55ページ)</td> </tr> </table> | 参考 | ・津波避難ビル等 用語集(55 ページ) ・防災総合補助金 用語集(55 ページ) | |
| 参考 | ・津波避難ビル等 用語集(55 ページ) ・防災総合補助金 用語集(55 ページ) | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 2.2 漁業従事者における地震・津波防災対策の促進 | (担当部局) 海洋部 | | |
| <p>漁協における地震・津波防災マニュアルの作成の促進</p> | | | |
| <p>地震・津波の被害から漁業従事者を守るため、県が作成するガイドラインに基づき、各漁協が個別のマニュアルを作成するよう働きかけます。</p> | | | |
| <p>各漁協における防災体制の整備</p> | | | |
| <p>災害時における災害対応や情報伝達が円滑に行われるようにするため、各漁協の個別マニュアルに基づく研修会及び訓練の実施を支援します。</p> | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>目標</td> <td>(前期) ガイドラインの作成、個別マニュアルの作成 100% (後期) 3年で全ブロック(芸東、中央、高岡、幡東、清水、宿毛)各1回の研修会及び訓練の実施</td> </tr> </table> | 目標 | (前期) ガイドラインの作成、個別マニュアルの作成 100% (後期) 3年で全ブロック(芸東、中央、高岡、幡東、清水、宿毛)各1回の研修会及び訓練の実施 | |
| 目標 | (前期) ガイドラインの作成、個別マニュアルの作成 100% (後期) 3年で全ブロック(芸東、中央、高岡、幡東、清水、宿毛)各1回の研修会及び訓練の実施 | | |
| <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>-</td> </tr> </table> | 現状 | - | |
| 現状 | - | | |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 2 津波への備え |

1 - 2 - 2 公共土木施設等の津波対策

次の南海地震では、津波によって約7,000人の死者、約47,000棟の建物被害が発生することが想定されます。

この津波による被害を軽減するためには、津波から避難するための時間を少しでも長く確保したり、被害を拡大する要因となる漂流物などの流入を防いだりすることが重要です。

このため、津波の侵入口となる河川や港などの開口部における閉鎖対策等を優先度の高いものから実施していきます。

| | |
|---|---|
| 2.3 須崎港の津波防波堤等の整備 | (担当部局) 土木部 |
| 過去、津波によって甚大な被害を受けてきた須崎市市街地における被害を軽減するため、須崎港の津波防波堤の整備と防潮堤の嵩上工事を行います。 | |
| 目標 | (6年間) 県工事の完成(平成24年度予定) 国直轄工事の完成(平成24年度予定) |
| 現状 | 国直轄工事：昭和58年に工事着手 全体計画延長 東側940m 西側480m 県工事：平成21年度に工事着手 護岸の改良延長 270m |

| | |
|---|-------------------------------|
| 2.4 高知港の水門の自動降下化 | (担当部局) 土木部 |
| 開口部からの津波の浸入を防ぐため、高知港の水門(堀川・竹島川・横浜・十津・江ノ口排水機場)の自動降下化・耐震化を行います。 | |
| 目標 | (前期) 5水門の対策工事完了 |
| 現状 | 平成14年度に工事着手、自動降下化工事は平成18年度に完了 |

| | |
|--|---|
| 2.5 海岸保全施設等の整備 | (担当部局) 土木部 |
| <u>地震時において津波の被害を軽減するため、海岸施設等総点検で危険度が高いと評価された海岸堤防において大規模な倒壊等が発生しないよう補強・補修を行います。</u> | |
| 目標 | (前期) ランクAの海岸を整備 3海岸(平成21年度まで) |
| 現状 | 平成16年11月の海岸施設等総点検において、危険度ランクA(老朽やひび割れ等の補修を要するもの)と評価した9海岸のうち、6海岸を平成20年度末整備完了予定 |
| 参考 | 海岸堤防の危険度ランク 用語集(56ページ) |

| | |
|---|----------------------------|
| 2.6 陸ごうの常時閉鎖の推進 | (担当部局) 土木部 |
| 南海地震により発生する津波の浸入を軽減し、住民の避難が円滑に行えるようにするため、陸ごうの常時閉鎖を進めます。 | |
| 目標 | (前期) 100 箇所 (後期) 100 箇所 |
| 現状 | - |
| 参考 | 陸ごう 用語集(56 ページ) |

| | |
|--|------------------------------------|
| 2.7 津波による漂流物対策の推進 | (担当部局) 土木部 |
| <u>津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、昭和南海地震等の津波による漂流物で須崎市が大きな被害を受けたことから、須崎港をモデルケースとして漂流物対策を検討します。</u> | |
| 目標 | (前期) 対策工法・箇所・規模の検討 (後期) 対策事業の実施 |
| 現状 | - |
| 参考 | 津波による漂流物 用語集(56 ページ) |

| | |
|---|--|
| 2.8 内水排除施設の機能確保 | (担当部局) 農業振興部 |
| 津波等による内水を排除するため、老朽化した高知市内の湛水防除施設を耐震性の有したものに更新します。 | |
| 目標 | (前期) 排水機場 4 施設着手 (後期) 排水機場 4 施設着手 |
| 現状 | <u>県内排水機場数 54 施設</u> <u>うち 98 豪雨で大きな被害を受けた高知市東部に存在する排水機場 27 施設の概略診断を実施(平成 20 年 3 月)、要補修と判断された 11 施設のうち 1 施設は対応済み、2 施設は整備予定無し、8 施設を平成 21 年～26 年に着手</u> |
| 参考 | 内水 用語集(56 ページ) |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 3 地震による火災への備え |

1 - 3 - 1 火災による被害の防止対策

阪神・淡路大震災では、地震の発生直後から、同時に多くの場所で火災が発生し、多くの命が失われました。

南海地震の発生時にも、同様に火災の被害が想定されるため、住民や事業者自らにおける初期消火や延焼の防止などの行動と併せ、事前の対策として、密集市街地の整備や消火活動の中心となる消防団員の確保対策を進めます。

2.9 密集市街地の整備

(担当部局) 土木部

地震時等に大規模な火災の可能性がある重点密集市街地において、市町村がその環境改善や安全性の確保に取り組むよう、公共事業等の実施のため技術的な支援や国との調整などを行います。

| | |
|----|---|
| 目標 | (後期) 重点密集市街地における不燃領域率 40%以上の区域を 90%確保 |
| 現状 | 重点密集市街地における不燃領域率 40%以上が確保された区域 62.4% |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地震時において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」について (平成 15 年 7 月 11 日) <li style="padding-left: 20px;">国土交通省ホームページに掲載 <li style="padding-left: 40px;">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/07/070711_.html ・密集市街地 用語集(56 ページ) ・不燃領域率 用語集(56 ページ) |

<関連項目の再掲>

[6.9](#) 消防団員の確保 (39 ページ)

| | |
|-------|--------------------------------|
| 重点目標 | 1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める |
| 重点テーマ | 1 - 4 地震後の土砂災害等への備え |

1 - 4 - 1 土砂災害対策

新潟県中越地震や宮城・岩手内陸地震では、多くの箇所では土砂災害が発生し、人的・物的な被害や地域の孤立が発生しました。

次の南海地震では、土砂災害により約 700 人の死者、約 850 人の負傷者、約 33,000 棟の建物被害が想定されており、降雨の多い時期に発生すれば、さらに被害が拡大することも懸念されます。

このため、土砂災害の発生を防止するハード対策と併せて、危険箇所の周知・避難体制づくりなどのソフト対策を進めます。

| | |
|---|---|
| 3.0 急傾斜地崩壊・地すべり等の防止対策の推進 | (担当部局) 農業振興部 森林部、土木部 |
| 地震の揺れ、その後の降雨等による急傾斜地の崩壊等から県民の生命を守るため、急傾斜地の崩壊等の対策を実施します。 | |
| 目標 | (6年間) 砂防事業 21 箇所(概成箇所数) 地すべり対策事業 31 箇所(概成箇所数) 急傾斜地崩壊対策事業 29 箇所(概成箇所数) |
| 現状 | 概成箇所数 1,383 箇所(平成 19 年度末現在) |
| 参考 | 急傾斜地・地すべり・砂防 用語集(57 ページ) |

| | |
|---|--|
| 3.1 ため池の地震防災対策の推進 | (担当部局) 農業振興部 |
| ため池のカルテ・ハザードマップの作成 | |
| ため池の現状を把握し、今後の適正な点検・管理ができる基礎資料として、 県内に存在するため池 417 箇所のうち 、貯水量 1,000m ³ かつ堤高が 2 m 以上のため池 290 箇所 の「ため池カルテ」を整備します。併せて、カルテの作成時に行う被害想定を踏まえて、避難対策等が必要な地域において、ハザードマップを作成します。 | |
| 老朽ため池の整備補強 | |
| ため池の決壊防止のために、堤体等の整備改修を行います。 | |
| 目標 | (前期) 貯水量 1,000m³ かつ堤高が 2 m 以上のため池すべてでカルテを作成(183 箇所分作成) 整備完了 4 箇所 (後期) 整備完了 3 箇所 |
| 現状 | カルテ作成済 107 箇所、うちハザードマップ作成済 16 箇所(平成 20 年度末予定) これまでに整備済みの老朽ため池 42 箇所 |
| 参考 | ため池 用語集(57 ページ) |

3.2 土砂災害警戒区域等の指定及び啓発の推進

(担当部局) 土木部

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の推進

土砂災害から県民の生命、身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めます。

土砂災害に対する地域防災学習会の開催

土砂災害警戒区域や土砂災害について地域の方々に広く理解していただけるよう、説明会や防災学習会を開催します。

| | |
|----|--|
| 目標 | (6年間) 区域指定箇所数 2,700箇所 延べ参加人数 9,000人 |
|----|--|

| | |
|----|---------------------------------------|
| 現状 | 区域指定箇所数 <u>2,455箇所(平成20年12月15日現在)</u> |
|----|---------------------------------------|

| | |
|----|--|
| 参考 | 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 用語集(57 ページ) |
|----|--|

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 1 応急活動 |

2 - 1 - 1 迅速な初動・応急活動のための体制整備

南海地震が発生した場合、高知県全域において同時に多くの被害が発生します。この被害を少なくするためには、県民や事業者自らによる備えや救助活動とともに、防災関係機関が連携して、様々な初動・応急活動を行うことが重要となります。

このため、南海地震の発生後に防災関係機関が連携して迅速に初動・応急活動を実施できるよう、体制づくりを進めます。

| | | | | | | | |
|--|------------------------------------|---------------------------------|----|------------------------------------|----|--------------------------|--|
| 3.3 県における応急活動体制の整備 | (担当部局) 危機管理部 | | | | | | |
| <p>県庁における応急対策活動に実効性を持たせるため、南海地震発生後の応急期における具体的な活動をまとめた「南海地震応急対策活動計画」を作成します。</p> | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td>(前期) 南海地震応急対策活動計画の作成 (平成 21 年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現状</td> <td>南海地震応急対策活動計画の中間取りまとめ (平成 19 年 2 月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参考</td> <td>南海地震応急対策活動計画 用語集(57 ページ)</td> </tr> </table> | 目標 | (前期) 南海地震応急対策活動計画の作成 (平成 21 年度) | 現状 | 南海地震応急対策活動計画の中間取りまとめ (平成 19 年 2 月) | 参考 | 南海地震応急対策活動計画 用語集(57 ページ) | |
| 目標 | (前期) 南海地震応急対策活動計画の作成 (平成 21 年度) | | | | | | |
| 現状 | 南海地震応急対策活動計画の中間取りまとめ (平成 19 年 2 月) | | | | | | |
| 参考 | 南海地震応急対策活動計画 用語集(57 ページ) | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|-----------------------|----------------|----|---|----|-----------------------|--|
| 3.4 県における業務継続体制の整備 | (担当部局) 危機管理部 | | | | | | |
| <p>県庁において、南海地震時に、災害対応業務や一般重要業務を継続、あるいは中断しても早期に再開できるよう、南海地震を対象とした県庁の業務継続計画を作成します。</p> | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td>(前期) 業務継続計画の作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現状</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参考</td> <td>県庁の業務継続計画 用語集(57 ページ)</td> </tr> </table> | 目標 | (前期) 業務継続計画の作成 | 現状 | - | 参考 | 県庁の業務継続計画 用語集(57 ページ) | |
| 目標 | (前期) 業務継続計画の作成 | | | | | | |
| 現状 | - | | | | | | |
| 参考 | 県庁の業務継続計画 用語集(57 ページ) | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|----------------|----|---|----|---|--|
| 3.5 県外からの受援体制の整備 | (担当部局) 危機管理部 | | | | | | |
| <p>国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」等を踏まえて、高知県が外部から応援部隊や救援物資、医療活動等の応援を迅速に受け入れるための「広域受援計画」を作成します。</p> | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td>(前期) 広域受援計画の作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現状</td> <td>平成 19 年 3 月 20 日「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の作成 (中央防災会議)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参考</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府 HP http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/pdf/tonankaikatudoyoryo/tonankaihonbun.pdf ・ 東南海・南海地震応急対策活動要領 用語集(57 ページ) ・ 広域受援計画 用語集(57 ページ) </td> </tr> </table> | 目標 | (前期) 広域受援計画の作成 | 現状 | 平成 19 年 3 月 20 日「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の作成 (中央防災会議) | 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府 HP http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/pdf/tonankaikatudoyoryo/tonankaihonbun.pdf ・ 東南海・南海地震応急対策活動要領 用語集(57 ページ) ・ 広域受援計画 用語集(57 ページ) | |
| 目標 | (前期) 広域受援計画の作成 | | | | | | |
| 現状 | 平成 19 年 3 月 20 日「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の作成 (中央防災会議) | | | | | | |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府 HP http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/pdf/tonankaikatudoyoryo/tonankaihonbun.pdf ・ 東南海・南海地震応急対策活動要領 用語集(57 ページ) ・ 広域受援計画 用語集(57 ページ) | | | | | | |

| | |
|--|-----------------------|
| 3.6 広域防災拠点のあり方の検討 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>南海地震発生時における情報・通信や、応急救助用の資機材の備蓄、自衛隊・消防・警察等の応援部隊が結集・展開することなどの機能を備えた「広域防災拠点」について、具体的な機能やあり方などを検討します。</p> | |
| 目標 | (前期) 広域防災拠点のあり方の検討の実施 |
| 現状 | 広域防災拠点基礎調査の実施(平成18年度) |
| 参考 | 広域防災拠点 用語集(58ページ) |

| | |
|--|---|
| 3.7 防災訓練の実施 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>南海地震発生時における各防災関係機関との連携や災害対応実践力の向上を図るため、防災関係機関と連携した災害対応訓練や国と連携した広域的な防災訓練、実際の災害対応をシミュレーションした災害図上訓練を実施します。</p> | |
| 目標 | (後期) 国と連携した広域的な防災訓練の実施 (6年間) 総合防災訓練の実施 年1回実施 |
| 現状 | 毎年1回 総合防災訓練を実施 |
| 参考 | 災害図上訓練 用語集(58ページ) |

| | |
|--|---|
| 3.8 学校における地震防災体制の整備 | (担当部局) 教育委員会、政策企画部 |
| <p>南海地震から子どもたちの安全を確保するため、平成20年度に作成した学校防災マニュアルを基に、すべての学校等において、防災訓練、避難誘導、緊急連絡網などを定めたマニュアルを作成します。</p> | |
| 目標 | (前期) すべての学校等で学校防災マニュアルを作成 |
| 現状 | - |

| | |
|--|-----------------------------|
| 3.9 地震発生後の活動用食料等の備蓄の推進 | (担当部局) 県警本部 |
| <p>災害発生後の初動時において、警察官が災害救助活動を行うための保存食糧や飲料水の備蓄を進めます。</p> | |
| 目標 | (前期) 災害警備要員等(1,690人)分の備蓄の確保 |
| 現状 | 平成19年度から備蓄実施 |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 1 応急活動 |

2 - 1 - 2 情報の収集・伝達体制の整備

大規模な災害では、最も被害の大きい地域から情報が入らず、被害の全体像がつかめないといったことが起こりがちです。

的確かつ迅速な初動、応急活動を行ううえで、正確な被災情報を早く入手することは、非常に重要です。また、入手した情報を防災関係機関や被災者に早く伝えることで、迅速な対応や危険回避行動などに繋がります。

このため、災害時において混乱なく情報の収集や伝達ができるよう、体制づくりを進めます。

| | |
|--|---|
| 4.0 市町村防災行政無線等の整備の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>市町村防災行政無線システムなど多様な手段により災害時に地域住民への情報伝達等を行えるよう、未整備の市町村に対して、システム構築のための技術的な対応方法や経費の軽減方法等の助言を行います。</p> | |
| 目標 | (6年間) 全市町村での整備率 90% |
| 現状 | 34 市町村のうち 28 市町村が整備 (整備率 82.4% 平成 20 年 6 月現在) |
| 参考 | 防災行政無線 用語集(58 ページ) |

| | |
|---|---|
| 4.1 通信訓練の実施 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>南海地震発生時に災害対策本部と市町村等との情報伝達を確実にを行うための実践的な通信訓練を計画的に行います。また、防災情報マルチネットワークシステムの途絶を想定した場合に他の防災関係機関の通信機器を利用して行う非常通信の訓練について、毎年度、県庁と市町村間の通信経路の点検・見直しを行い、訓練で実用性を検証します。</p> | |
| 目標 | (前期) 防災情報マルチネットワークシステムの基本操作訓練、非常通信訓練 各年 1 回以上実施 (後期) 同システムの基本操作と非常通信を複合した実践的訓練 年 1 回以上実施 |
| 現状 | システムの基本操作訓練、非常通信訓練とも年 1 回実施 |
| 参考 | 防災情報マルチネットワークシステム 用語集(58 ページ) |

| | |
|---|--|
| 4.2 ライフライン事業者との情報共有 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>南海地震によるライフラインの被害の軽減と早期の復旧を図るため、「高知県ライフライン連絡会」において、ライフライン事業者、関係機関等の防災対策の現状や課題を認識し、共有を図るとともに、南海地震発生時における実践的な情報共有の仕組みづくりを検討します。</p> | |
| 目標 | (前期) ライフライン機関と連携した訓練の実施 |
| 現状 | 平成 20 年 3 月に、「ライフライン情報・広報マニュアル」(南海地震対応に関する情報共有および広報活動実施要領)を「高知ライフライン連絡会」にて策定 |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 1 応急活動 |

2 - 1 - 3 被災者への救援

県の被害想定では、約 26 万人の避難者が発生すると想定していますが、物的な被害だけでなく心理的な面を含めると、南海地震が発生することで、高知県のほとんどの県民が何らかの影響を受け、平常の生活とは異なった厳しい環境での生活を余儀なくされることが考えられます。このため、地震時に被災者の支援を混乱なくできるよう、備蓄の確保や救援のための体制づくりを進めます。

| | |
|--|--|
| 4.3 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進 | (担当部局) 危機管理部、健康福祉部 商工労働部、農業振興部 |
| <p>公的備蓄の推進 市町村において南海地震発生後 1 日分の避難者数に対応した食料・飲料水等が確保されるよう、備蓄を働きかけます。</p> <p>流通備蓄（流通在庫調達）の推進 県及び市町村において、南海地震発生時に流通備蓄により食料・飲料水等を確保するため、あらかじめ民間事業者との協定締結を推進します。</p> | |
| 目標 | (前期) すべての市町村において南海地震発生後 1 日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保（平成 22 年度） 県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進 |
| 現状 | 県における民間事業者等との協定締結数 28 件（平成 20 年 9 月現在） |
| 参考 | 流通備蓄（流通在庫調達） 用語集(58 ページ) |

| | |
|--|--|
| 新 4.4 井戸水の活用の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p><u>地震発生時に水道施設が被害を受けた場合に備えて、地域で井戸水を活用できる仕組みづくりと井戸水のある箇所の把握を市町村と連携して行います。</u></p> | |
| 目標 | (前期) <u>災害時に井戸水を活用するための仕組みづくり</u> <u>災害時に利用できる井戸水のある箇所の把握</u> |
| 現状 | - |

| | |
|---|---|
| 4.5 避難所運営協力体制の整備の促進 | (担当部局) 教育委員会 |
| <p>南海地震発生時に学校施設が避難所となる場合の学校管理者や教職員等の関わりや、協力事項などをまとめた教職員のための「避難所対応ガイドライン」を作成します。</p> | |
| 目標 | (前期) 県立学校教職員のための「避難所対応ガイドライン」の作成（平成 21 年度） ガイドラインに基づき、避難所に指定されるすべての県立学校での避難所対応マニュアルの作成 |
| 現状 | (後期) 各県立学校と学校所在市町村との調整 - |
| 参考 | 避難所運営マニュアルの作成（平成 20 年度完成予定、健康福祉部） |

| | |
|--|--|
| 4 6 災害時のこころのケア対策の推進 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>災害時のこころのケアマニュアルの作成 検討委員会を立ち上げ、こころのケアに関する知識や対応方法などをまとめた「災害時のこころのケアマニュアル」を作成します。</p> <p>こころのケアに携る人材の育成 保健・医療・福祉・教育などの分野で活動する方を対象に、研修会等を通じてマニュアルの周知を行うことにより、こころのケアに携る人材を育成します。</p> | |
| 目標 | (前期) 災害時のこころのケアマニュアルの完成 (平成 22 年度)・周知(平成 23 年度) (後期) 同 マニュアルの周知(各保健所圏域で全市町村を対象に実施) 心のケアに携る人材育成 |
| 現状 | 平成 19 年度にこころのケア対策庁内連絡会を立ち上げ |
| 参考 | 災害時のこころのケア 用語集(58 ページ) |

| | |
|---|---|
| 4 7 広域火葬の実施体制の整備 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>南海地震発生時には、多くの死者が発生することが想定されることから、県の広域的な調整のもとに対処を行うための広域火葬計画を作成します。</p> | |
| 目標 | (前期)各地域の火葬場の調査及び連絡協議会の設置、葬祭用具等の供給方法等の検討 (後期)県広域火葬計画の策定 |
| 現状 | - |

| | |
|--|--|
| 4 8 防疫対策の推進 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>感染症のまん延防止に備えるため、市町村及び医薬品卸売業者等に対し消毒用資機材の保有状況の調査を実施するとともに、市町村に対して一定数の消毒用資機材の備蓄など災害時の防疫対策の促進を働きかけます。</p> | |
| 目標 | (前期) 消毒用資機材 の保有状況調査の実施 |
| 現状 | - |
| 参考 | 防疫 用語集(58 ページ) |

| | |
|---|---|
| 4 9 ペットの保護体制の整備 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>南海地震により被災した飼い主不明のペットの保護・飼養管理活動を行うとともに被災したペットの飼い主への援助活動を行うため、獣医師会等の関係団体と連携して応援・協力体制を整備します。また、飼い主に対して、災害時に備えた取り組みを行うよう啓発します。</p> | |
| 目標 | (前期) 災害時のペット保護 マニュアルの作成、獣医師会等の関係団体との協定の締結 |
| 現状 | 高知県動物愛護管理推進計画(平成 20 年 4 月 高知県) http://www.pref.kochi.jp/syokuhin/dobutu/pdf/suishinkeikakusaishuu.pdf |
| 参考 | 災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン(平成 19 年 8 月 社団法人日本獣医師会) http://nichi.ju.lin.go.jp/B-1.php?tc=23&PHPSESSID=5ee8fe9b8220bc184955345b96ec5d27 |

<関連項目の再掲> [6 3](#) 災害ボランティアセンターの体制整備への支援(36ページ)

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 1 応急活動 |

2 - 1 - 4 地域の孤立や長期浸水への対応

南海地震の発生時には、土砂災害によって多くの地域が孤立するとともに、高知市では地盤の沈下によって長期に浸水することが予想されます。

これらの災害は、人的・物的な被害を拡大させるとともに、復旧・復興までに長い時間を要し、住民生活や経済活動にも大きな影響を与えることが予想されます。

このため、地域の孤立や長期浸水に迅速に対応できるよう、発生時における課題の整理や対応方法などの検討を進めます。

| | | | | | | | |
|--|---|---|----|---|----|---|--|
| 5 0 孤立対策の推進 | (担当部局) 危機管理部 | | | | | | |
| <p>市町村と連携して、地震時に孤立が想定される集落の防災対策の現状を把握するとともに、各市町村における具体的な孤立対策を進めるためのガイドラインを作成します。</p> <p><u>また、国における孤立集落の地震防災対策の検討(平成 21 年度予定)も踏まえながら、各集落における自主防災組織の結成や住民による備蓄など自助・共助の取り組みの促進や、防災総合補助金を活用した外部との通信手段やヘリコプターの離着陸適地の確保対策の支援などの対策を進めます。</u></p> | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td>(前期) 孤立が想定される集落の防災対策の現状把握 孤立対策のガイドラインの作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現状</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参考</td> <td>防災総合補助金 用語集(55 ページ) 中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会 提言(平成 17 年 8 月) 内閣府ウェブサイト <u>http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/chusankan050826.html</u></td> </tr> </table> | 目標 | (前期) 孤立が想定される集落の防災対策の現状把握 孤立対策のガイドラインの作成 | 現状 | - | 参考 | 防災総合補助金 用語集(55 ページ) 中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会 提言(平成 17 年 8 月) 内閣府ウェブサイト <u>http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/chusankan050826.html</u> | |
| 目標 | (前期) 孤立が想定される集落の防災対策の現状把握 孤立対策のガイドラインの作成 | | | | | | |
| 現状 | - | | | | | | |
| 参考 | 防災総合補助金 用語集(55 ページ) 中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会 提言(平成 17 年 8 月) 内閣府ウェブサイト <u>http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/chusankan050826.html</u> | | | | | | |

| | | | | | |
|---|------------------|------------------|----|---|--|
| 5 1 長期浸水対策の検討 | (担当部局) 危機管理部、土木部 | | | | |
| <p>南海地震による大規模な地盤沈下に伴って起こる高知市の長期浸水に関して、高知市及び防災関係機関等と連携して、事前の被害軽減対策及び地震発生後の堤防やライフライン施設の応急・復旧、市街地等に流入した海水等の除去、人命救助、避難所の確保、がれきの撤去など様々な課題への対応について、総合的に検討します。</p> | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td>(6 年間) 長期浸水対策の検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現状</td> <td>-</td> </tr> </table> | 目標 | (6 年間) 長期浸水対策の検討 | 現状 | - | |
| 目標 | (6 年間) 長期浸水対策の検討 | | | | |
| 現状 | - | | | | |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 1 応急活動 |

2 - 1 - 5 災害医療の確保

南海地震の発生時には、負傷者が多く発生して、医療の供給と需要のバランスが大きく崩れ、すべての人に速やかに医療を提供することができなくなることが予想されます。

多くの人命を救うためには、地震による医療機関の被害をできるだけ少なくするとともに、特に、緊急の医療を必要とする負傷者等に優先して提供するなど、限られた医療資源を効率よく運用することが必要となります。

このため、地震発生時における医療救護活動に係る体制づくりや、医療機関における防災対策を進めます。

| 5 2 災害時の医療救護活動体制の整備 | (担当部局)健康福祉部 |
|--|---|
| <p>「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の見直しと周知</p> <p>「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」(平成 17 年 3 月作成)について、DMAT(災害派遣医療チーム)の役割・機能や重症患者等の緊急搬送体制に関する検討内容、訓練の検証結果等を踏まえて、より実効性の高い内容に見直すとともに、平時からその内容について広く県民の理解を求めていきます。</p> <p>DMAT(災害派遣医療チーム)の運用計画等の作成</p> <p>南海地震発生時等におけるDMATの効果的な運用方法を定めるとともに、派遣協定を締結する等の運用のための準備を進めます。</p> <p>DMATに準じる医療チームの養成</p> <p>災害時に拠点となる医療機関を中心に、主に県内で活動することを想定した「DMATに準じる医療チーム」を順次養成し、DMATと連携した災害医療救護活動体制を充実・強化します。</p> <p>医療従事者関係団体との災害時協力協定の締結</p> <p>本行動計画に規定する対策を検討していく上で、必要に応じて関係団体と協定を順次締結し、災害時の協力体制を整備します。</p> | |
| <p>目標</p> | <p>(前期) 「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂 DMATに関する運用計画等の完成、DMAT指定医療機関の指定、当該医療機関との派遣協定の締結 すべての災害支援病院にDMATに準じる医療チームを養成</p> <p>(後期) 平成 24 年度までにDMATを 15 チーム</p> <p>(6 年間) すべての広域災害支援病院、災害支援病院が厚生労働省主催のDMAT研修を修了</p> <p>医療従事者関係団体との協定締結</p> |
| <p>現状</p> | <p>DMATチーム数：6 施設 11 チーム(平成 20 年 8 月現在)</p> <p>協定締結済みの団体：医師会と救護班の派遣について協定済み 柔道整復師会と柔道整復師の派遣について協定済み (平成 20 年 8 月現在)</p> |
| <p>参考</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル 用語集(59 ページ) ・DMAT(災害派遣医療チーム) 用語集(59 ページ) ・災害時の医療救護体制の概要 参考資料 7 (63 ページ) |

| | |
|---|---|
| 5 3 医療機関における地震防災対策の促進 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>医療機関における防災計画の作成 各医療機関において、南海地震への備えや南海地震発生時の医療提供体制を確保するための防災計画を作成するよう働きかけます。</p> <p>医療機関における防災訓練の実施 各医療機関において、防災計画等に基づいて、南海地震を想定した救助・救出・避難誘導、医療救護活動等の訓練を実施するよう働きかけます。</p> | |
| 目標 | (6年間) 平成24年度までに作成率100% 平成24年度までに南海地震を想定した訓練の実施率80% |
| 現状 | - |

| | |
|---|--------------------------------|
| 5 4 トリアージへの県民理解の促進 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>南海地震発生時の医療救護活動において、傷病者に優先順位をつけて治療等を行う「トリアージ」を円滑に実施するため、トリアージの必要性や内容について、地域での勉強会や地域主催の防災訓練など様々な機会を通じて啓発を行います。</p> | |
| 目標 | (6年間) 県民の50%以上がトリアージの必要性と内容を認知 |
| 現状 | - |
| 参考 | トリアージ 用語集(59ページ) |

<関連項目の再掲>

[7](#) 社会福祉施設等の耐震化の促進(12ページ)

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 1 応急活動 |

2 - 1 - 6 二次災害の防止

南海地震の揺れによって倒壊しなかった建物や宅地でも、その後の余震によって倒壊・崩壊し、住民に被害を与えることが考えられます。

これらの地震発生後の二次災害を防止するため、建物や宅地等が余震に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりを進めます。

| | |
|--|--|
| 5 5 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備 | (担当部局) 土木部 |
| <p>被災建築物応急危険度判定士等の登録</p> <p>南海地震により被害を受けた建築物や宅地において余震、降雨等によって二次災害が発生すること防ぐため、応急危険度判定士等の養成講習を実施し、登録します。</p> <p>応急危険度判定コーディネーター等の養成</p> <p>判定業務を調整する応急危険度判定コーディネーター等の養成研修を実施し、登録します。</p> | |
| 目標 | <p>(後期) 被災宅地危険度判定調整員 登録数 40 名</p> <p>(6年間) 被災建築物応急危険度判定士 登録数 750 名</p> <p style="padding-left: 20px;">被災宅地危険度判定士 登録数 500 名</p> |
| 現状 | <p>被災建築物応急危険度判定士 登録数 559 名(平成 20 年 3 月 31 日現在)</p> <p>被災宅地危険度判定士 登録数 204 名(平成 20 年 3 月 31 日現在)</p> <p>被災建築物応急危険度判定コーディネーター 登録数 41 名(平成 20 年 9 月 1 日現在)</p> <p style="padding-left: 20px;">* 被災宅地危険度判定調整員は、今後養成予定</p> |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物・宅地の応急危険度判定 用語集(59 ページ) ・住宅や宅地等の危険度判定等の概要 参考資料 8 (64 ページ) |

| | |
|---|------------------------------|
| 5 6 応急危険度判定業務等への県民理解の促進 | (担当部局) 土木部 |
| <p>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する正しい理解を促進するため、県や各市町村の広報誌や啓発ビデオでの啓発を行います。</p> | |
| 目標 | (6年間) 県及び各市町村の広報誌に掲載 年 1 回以上 |
| 現状 | - |
| 参考 | 被災建築物・宅地の応急危険度判定 用語集(59 ページ) |

<関連項目の再掲>

[6.4](#) 復旧における専門ボランティアの活用 (36 ページ)

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 1 応急活動 |

2 - 1 - 7 緊急輸送の確保

大規模地震の発生後は、道路の渋滞や港の岸壁の被害などが発生し、救助活動や救援物資の輸送に支障が生じることがあります。このため、南海地震の発生時においても緊急輸送を確保できるよう、緊急輸送道路の確保等の対策を進めます。

| | |
|---|--|
| 5 7 緊急輸送道路の確保 | (担当部局) 土木部 |
| <p>緊急輸送道路の橋梁耐震化 南海地震発生時に、橋梁の破損を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路としての機能が確保されるよう、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を行います。</p> <p>緊急輸送道路ネットワークの見直し 南海地震発生時における緊急輸送を確保するため、平成 8 年度に指定した緊急輸送道路について、道路網の整備状況や津波の被害、防災上重要な拠点施設の再検討などを踏まえて、見直します。</p> | |
| 目標 | (前期) 9 橋の耐震補強 見直しの完了 (後期) 9 橋の耐震補強 |
| 現状 | 耐震補強率 45% (105 橋のうち 47 橋分耐震補強済み・平成 19 年度末) 平成 8 年度に緊急輸送道路(一次、二次)に 49 路線 1,055km を指定 |
| 参考 | ・緊急輸送道路の橋梁耐震補強 http://www.mlit.go.jp/road/bosai/taisin/taisin.html 国が管理する高知県内の国道における橋梁の耐震補強は、平成 20 年度末で 1 橋を除いて完了予定。 ・緊急輸送道路ネットワーク 用語集(59 ページ) |

| | |
|---|--|
| 5 8 海上交通の確保 | (担当部局) 海洋部、土木部 |
| <p>港湾の耐震強化岸壁の整備 南海地震発生後の応急対策に必要な要員や復旧・復興のための物資などの海上輸送路を確保するため、港湾の耐震強化岸壁を整備します。</p> <p>漁港の耐震強化岸壁の整備 南海地震発生後の応急活動に必要な緊急物資の輸送機能を確保するため、漁港の耐震強化岸壁を整備します。</p> <p>輸送用船舶の確保 南海地震発生時に、孤立した海岸集落への緊急物資輸送手段として、使用可能な漁船を利用できる体制を整備します。</p> | |
| 目標 | (前期) 漁船による緊急輸送活動の協定締結・協力者名簿の再確認 (後期) 須崎港耐震強化岸壁の着工 田ノ浦漁港 1 バース (6 年間) 他の輸送手段との連携及び輸送方法の実施マニュアルの完成 |
| 現状 | 高知港 1 バース 奈半利港 2 バース 室戸岬漁港 1 バース 沖の島漁港 1 バース の耐震強化岸壁を整備済 |
| 参考 | 耐震強化岸壁 用語集(60 ページ) |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 2 復旧活動 |

2 - 2 - 1 速やかな復旧対策

南海地震の被害から、早期に復興するためには、応急活動に続く復旧活動への速やかな対応が重要となります。南海地震の発生時には、活用できる物的・人的な資源が限られるため、特に対処すべき業務等が膨大に増える分野において円滑な業務が行えるよう、体制づくりを進めます。

| | |
|---|---|
| 5 9 災害廃棄物の処理体制の整備 | (担当部局)文化環境部 |
| <p>県の災害廃棄物処理計画の作成 南海地震発生時には、大量の災害廃棄物が発生することが予想されることから、県の広域的な調整のもとに処理するための廃棄物処理計画を作成します。</p> <p>市町村の災害廃棄物処理計画作成の促進 南海地震発生時に、市町村において災害廃棄物を円滑に処理できるよう、災害廃棄物処理計画の作成を働きかけます。</p> | |
| 目標 | (前期) 県の災害廃棄物処理計画の作成 (6年間) すべての市町村において災害廃棄物処理計画を作成 |
| 現状 | - |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物対策指針(平成10年10月 厚生労働省) http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/ ・災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル(平成19年8月 環境省) http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html |

| | |
|--|--|
| 6 0 家屋被害状況調査・り災証明の実施体制の検討 | (担当部局)危機管理部 |
| <p>災害時において市町村が実施する家屋被害状況調査及びり災証明を、南海地震発生時に効率的に実施するための手法や県民への効果的な啓発方法等を検討します。</p> | |
| 目標 | (後期) 実施体制の検討 |
| 現状 | - |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害状況調査 用語集(60ページ) ・り災証明 用語集(60ページ) ・「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制のあり方について」- 事例と例示 - (平成20年 内閣府) http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/080520_01.pdf |

| | |
|---|--|
| 6 1 都市施設の復旧対策の促進 | (担当部局)土木部 |
| <p>南海地震発生後に、都市計画区域において、国の都市災害復旧事業(市街地での堆積土排除や街路、都市排水施設等都市施設の復旧)を市町村が活用して、円滑な復旧を図ることができるよう、都市施設の災害復旧マニュアルを作成します。</p> | |
| 目標 | (前期)都市災害復旧マニュアル完成・配付 |
| 現状 | - |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市災害復旧事業等事務必携(平成20年3月 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室) ・都市施設 用語集(60ページ) |

| | |
|---|--|
| 新 6 2 地籍調査の促進 | (担当部局)土木部 |
| <p><u>地震や津波によって土地の境界が不明確となることによって復旧や復興が遅れることを防ぐため、地籍調査の実施主体である市町村への働きかけや、地権者である県民への啓発を行います。</u></p> | |
| 目標 | (6年間)啓発事業を年1回以上実施 |
| 現状 | <u>平成20年度 新聞広告1回、路面電車社内広告1回、無料相談会2回 実施</u> |
| 参考 | <u>地籍調査進捗率 44.0%(平成19年度末現在)</u> |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 2 復旧活動 |

2 - 2 - 2 ボランティアの活動環境の整備

南海地震の発生時には、多くの県民が不自由な生活を強いられるため、ボランティアによる善意の手助けが被災者の心身ともに大きな力になると考えられます。また、県や市町村等が対応すべき膨大な業務を円滑に行うためには、特に、地震発生後の二次災害を防ぐための危険度判定を行う判定士など専門的な知識や技術を有するボランティアを活用することが必要となります。

このため、南海地震の発生時に、ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、組織づくりや体制づくりを進めます。

| | |
|---|--|
| 6.3 災害ボランティアセンターの体制整備への支援 | (担当部局) 健康福祉部 |
| 南海地震発生時に、被災地が自らの力で災害ボランティアセンターの設置・運営を行うことができる体制づくりを進めるため、高知県ボランティア・NPO センター(高知県社会福祉協議会)が取り組む災害ボランティアセンター等体制づくり事業に対して補助金の交付や助言等の支援を行います。 | |
| 目標 | (前期) 事業への補助(20市町村の体制づくりを支援) (後期) 事業への補助(6市町村の体制づくりを支援) |
| 現状 | 平成19年度 3市町村(四万十市、須崎市、安芸市) 平成20年度 5市町村(高知市、南国市、中土佐町、黒潮町、香美市) |
| 参考 | ・災害ボランティアセンター 用語集(60ページ) ・ 災害ボランティアの概要 参考資料9(65ページ) |

| | |
|---|---|
| 6.4 復旧における専門ボランティアの活用 | (担当部局) 農業振興部、森林部 |
| 南海地震等による農地・農業用施設や山地等の被災を早期に復旧するため、コンサルタントや県・市町村OB等を中心とした「農村災害復旧専門技術者」や「山地防災ヘルパー」といった専門ボランティア組織の体制整備を支援し、被災後の復旧活動への協力体制を整備します。 | |
| 目標 | (前期) 農村災害復旧専門技術者の新規登録 20名 山地防災ヘルパーの地震対応計画の作成 (後期) 農村災害復旧専門技術者の新規登録 30名 山地防災ヘルパーへの講習の実施 年1回以上 |
| 現状 | 専門技術者登録済人数 55名(平成20年度) 山地防災ヘルパー：現在は風水害の発生に伴う活動のみ |
| 参考 | 専門ボランティア 用語集(60ページ) |

<関連項目の再掲>

5.5 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備(32ページ)

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 重点目標 | 2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める |
| 重点テーマ | 2 - 3 震災からの復興 |

| |
|---------------------------|
| 2 - 3 - 1 復興に関する検討 |
|---------------------------|

南海地震が発生した場合、広い範囲で深刻な被害が発生し、その復興までには、気の遠くなるような長い時間と労力が必要となります。

復興への歩みは地震発生直後から始まりますが、被災した当事者である県民の理解と協力のもとに、進めていくことが不可欠です。

このため、南海地震の発生後に早く復興に着手できるよう、あらかじめ復興の際の課題や方法などについて検討を進めます。

| | |
|---|------------------------|
| 6.5 南海地震からの復興の事前検討 | (担当部局) 政策企画部、危機管理部、土木部 |
| 南海地震発生後の復興を速やかに進めるため、震災復興計画の作成への県民等の参画、被災者の生活再建への支援、社会基盤の再生、経済復興等の方法などの検討を行います。 | |
| 目標 | (前期) 復興の事前検討 |
| 現状 | - |

| | |
|-------|---|
| 重点目標 | 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める |
| 重点テーマ | 3 - 1 震災に強い人づくり |

3 - 1 - 1 防災学習、啓発活動の促進

南海地震によって、程度の差はありますが、ほぼすべての県民が何らかの被害を受けると考えられます。特に子どもたちの世代は、南海地震に遭遇する可能性が高いと言えます。

南海地震の発生を防ぐことはできませんが、正しい知識を持ち、事前の備えや地震時の適切な行動を行うことによって被害を大きく減らすことが可能です。

このため、学校における防災教育や県民への啓発、情報提供を行います。

| | |
|---|--|
| 6.6 防災教育の推進 | (担当部局) 教育委員会、政策企画部 |
| <p><u>子どもたちの防災対応能力の向上及び学校等の危機管理能力・防災力の向上を図るため、教職員を対象とした防災教育研修会の開催や各校種の実践事例の集約と情報提供などの取組を行うことにより、地域と連携した防災教育を進めます。</u></p> | |
| 目標 | (前期) 各学校での防災教育の実施率 100% (6年間) 教職員を対象とした防災教育研修会を毎年3地区で実施 |
| 現状 | 防災教育実施率(平成19年度実績) 学校全体 94.7%(公立小学校 99.2%、同中学校 95.8%、同高等学校 75.4%、同特別支援学校 92.3%、国私立学校 85.7%) 教職員を対象とした防災教育研修会 参加者数 283名(平成19年度) |

| | |
|---|---|
| 6.7 県民への情報提供・啓発の推進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>県民の南海地震への関心の高まりや具体的な備えにつなげるため、ホームページでの情報発信、防災講演会の開催、広報紙での広報、出前講座の実施などによって、情報提供や啓発を行います。</p> <p>また、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(平成20年4月1日施行)を、南海地震対策推進週間(8月30日～9月5日)などの機会を通じて周知します。</p> | |
| 目標 | (6年間) 県民の50%以上が条例を認知 |
| 現状 | - |
| 参考 | 平成20年度に実施した主な啓発事業 ・シンポジウムの開催(8月23日) ・県政出前講座の実施(通年) ・条例周知用パンフレットの作成 |

| | |
|--|---|
| 6.8 地震防災に関する県民意識等の把握 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>南海地震に関する県民の意識や備えの状況を把握し、対策に反映させるため、定期的に県民アンケートを実施します。</p> | |
| 目標 | (6年間) 3年毎に実施 |
| 現状 | 平成16年度に第1回、平成19年度に第2回のアンケート調査を実施 |
| 参考 | ・第2回4県(三重・和歌山・徳島・高知)共同地震・津波県民意識調査結果 高知県地震・防災課ウェブサイト http://www.pref.kochi.jp/jisinbousai/kenminishiki/kenminishiki2008.3.htm ・4県(三重・和歌山・徳島・高知)共同地震・津波県民意識調査用語集(60ページ) |

| | |
|-------|---|
| 重点目標 | 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める |
| 重点テーマ | 3 - 1 震災に強い人づくり |

3 - 1 - 2 人材育成

南海地震の発生時には、一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮し、その役割を果たすことが、多くの命を助けることにつながります。

このため、地域や県の組織などにおいて、防災活動に従事する人材を育成します。

| | |
|--|---------------------------|
| 6.9 消防団員の確保 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>地域防災の要(カナメ)である消防団について、市町村等の条例定数が充足されるよう、機能別分団・団員などの導入や「消防団協力事業所表示制度」の利用など、具体的な取り組みに対する情報提供や助言、働きかけ等を行います。</p> | |
| 目標 | (6年間) 8,828人(現定員)の確保 |
| 現状 | 消防団員数 8,136人(平成20年4月1日現在) |
| 参考 | 消防団員(機能別分団・団員) 用語集(61ページ) |

| | |
|---|--|
| 7.0 救急救命講習の開催 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>南海地震発生時などにおいて、基礎的な救命措置を県民誰もが実施できるよう、県下各消防本部が実施する救急救命講習を支援し、その普及を推進します。</p> | |
| 目標 | (6年間) 受講者数 毎年度 30,000人 (平成26年度末における目標累計受講者数 約 36万人(県内生産年齢人口の70%)) |
| 現状 | 累積受講者数 179,750人(平成20年度末見込み) |

| | |
|--|-------------------------------|
| 7.1 地震防災に携わる人材の育成 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>防災担当職員等の人材育成 県の災害対応において中心的な役割を担う職員を対象に、専門的な知識等の習得を目的として、研修の開催や専門研修機関への派遣を行います。</p> <p>効果的な人材育成の推進 県の防災担当職員の能力を向上させるため、効果的な人材育成の方法を検討し、その指針を作成します。</p> | |
| 目標 | (前期) 指針の作成 |
| 現状 | 県外の専門研修機関での短期研修を受講、県内で企画研修を実施 |

<関連項目の再掲>

[7.8 自主防災組織活動の活性化の促進\(42ページ\)](#)

| | |
|-------|---|
| 重点目標 | 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める |
| 重点テーマ | 3 - 2 事業者の取り組みの促進 |

3 - 2 - 1 事業者の防災対策の促進

南海地震が平日の日中に発生した場合には、多くの県民等が職場や学校などで被災することになります。

また、地震によって生産施設や従業員に甚大な被害を被れば、業務を中断せざるをえなくなり、時には事業所の存続が困難となる事態も発生します。

このため、事業者における防災対策や事業継続の取り組みを進めます。

| | |
|---|---|
| 7.2 事業者への啓発の推進 | (担当部局) 危機管理部 |
| 南海地震への備えを行っていない事業者における対策を促進するため、事業者団体等と連携して、啓発セミナーを開催します。 | |
| 目標 | (6年間) 年1回以上開催 |
| 現状 | 事業者団体等と連携した啓発セミナーの開催 2回(平成19年度) 事業者の南海地震対策促進用パンフレットの作成(平成20年度完成予定) |

| | |
|--|--|
| 7.3 事業者における事業継続計画(BCP)の作成の促進 | (担当部局) 商工労働部 |
| 事業者における事業継続計画(BCP)の作成を促進するため、事業者団体への働きかけや情報の提供、セミナーの開催などを行います。 | |
| 目標 | (6年間) 作成済企業(従業員50人以上)の割合 50% |
| 現状 | 作成済企業の割合 7.5% (平成17年度に従業員50人以上の製造業131社に対して行ったアンケート結果) |
| 参考 | ・ 従業員50人以上の企業数 864社(平成18年事業所・企業統計調査) ・ 事業継続計画(BCP) 用語集(61ページ) |

| | |
|---|---|
| 7.4 防災に関する取り組みの評価・公表の取り組みの促進 | (担当部局) 危機管理部 商工労働部 |
| 防災の取り組みを行っている事業者の情報を収集し、その取り組みを紹介する事例集を作成します。また、各事業者において、防災に関する取り組みを評価し、その情報を公表するように働きかけます。 | |
| 目標 | (6年間) 公表する企業(従業員300人以上)の割合 50% |
| 現状 | 防災・事業継続の取り組みを公表している企業(全国): 大企業16.8% 中堅企業4.2% (平成20年3月 内閣府「企業の事業継続及び防災の取り組みに関する実態調査」) |
| 参考 | ・ 従業員300人以上の企業数 33社(平成18年事業所・企業統計調査) |

| | |
|---|---------------------------|
| 7.5 東南海・南海地震防災対策計画の作成の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、対策計画の作成を義務づけられている事業者に対して、対策計画の作成を働きかけます。</p> | |
| 目標 | (6年間) 届出率 100% |
| 現状 | 届出率 91.7% (平成19年5月1日現在) |
| 参考 | 東南海・南海地震防災対策計画 用語集(61ページ) |

| | |
|--|---|
| 7.6 観光施設、旅館施設等における観光客の安全対策の促進 | (担当部局) 危機管理部 観光部 |
| <p>高知県を訪れた観光客等を南海地震から守るため、観光施設や旅館施設などにおいて施設内の安全対策や観光客の避難誘導などを適切に行うためのガイドラインを作成します。</p> <p><u>ガイドライン作成後は、当ガイドラインに基づき各観光施設等で取り組みを進めるように働きかけます。</u></p> | |
| 目標 | (前期) ガイドラインの作成、 <u>ガイドラインの説明会開催(作成後年1回)</u> |
| 現状 | - |

<関連項目の再掲>

[1.9](#) 津波避難訓練の実施 ([17](#)ページ)

| | |
|-------|---|
| 重点目標 | 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める |
| 重点テーマ | 3 - 3 震災に強い地域づくり |

3 - 3 - 1 自主防災組織等の活性化

南海地震の発生時には、建物の倒壊や火災、津波などが、同時多発的に発生し、公的な救助機関の活動は著しく制限されるとともに、対応能力を超えることが予想されるため、地域が協力して避難や救助・消火活動などを行うことが重要となります。

また、被災生活が長期間に及び、多くの人々が様々な面で不自由な生活を強いられることから、地域での支えあいが心身ともに重要となります。

このため、自主防災組織の設立・活性化など、地域で互いに支えあう仕組みや体制づくりを進めます。

| | |
|---|---|
| 7.7 自主防災組織の設立の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>共助の主要な担い手となる自主防災組織を設立するため、設立支援講習会の開催や、防災総合補助金を活用した資機材整備などの支援を行います。</p> | |
| 目標 | (前期) 自主防災組織 組織率 80% (後期) 自主防災組織 組織率 100% |
| 現状 | 自主防災組織 組織率 53.6% (平成 20 年 4 月 1 日現在) 全国の自主防災組織 組織率 <u>71.7%</u> (平成 <u>20</u> 年 4 月 1 日現在) |
| 参考 | 防災総合補助金 用語集(55 ページ) |

| | |
|---|--|
| 7.8 自主防災組織の活性化の促進 | (担当部局) 危機管理部 |
| <p>研修会等の開催 自主防災組織のリーダーを育成する研修会の開催や、自主防災組織が交流する機会の提供を行います。</p> <p>自主防災組織のネットワークの構築 設置された自主防災組織について、市町村と連携して市町村単位での連合組織化を進めます。</p> <p>地域での災害対応力の向上 自主防災組織や婦人防火クラブ等を対象に、救急救命や消火、震災体験等を行う震災一日訓練を行います。</p> | |
| 目標 | (6 年間) 自主防災組織リーダー研修会 毎年 3 回開催 市町村ごとの自主防災組織連絡協議会の結成 100% |
| 現状 | 1 市で自主防災組織連絡協議会を結成 (平成 20 年 4 月 1 日現在) |

7.9 地域における防災ネットワーク構築の促進

(担当部局) 危機管理部

取り組み事例の紹介

自主防災組織や事業者、学校等が連携して行う防災活動の情報を収集し、先進的な事例を紹介する事例集を発行します。

事業者と地域が協力した地震防災対策の推進

地域と事業者が協力して、防災・救援活動等を行う連携や協力体制づくりのための仕組みを検討します。

目標 (前期) 事例集の発行
仕組みの検討

現状 平成 19 年度に自主防災組織の事例集を作成

<関連項目の再掲>

[1.8](#) 津波避難計画の作成の促進 ([17](#) ページ)

[1.9](#) 津波避難訓練の実施 ([17](#) ページ)

| | |
|-------|---|
| 重点目標 | 3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める |
| 重点テーマ | 3 - 3 震災に強い地域づくり |

3 - 3 - 2 災害時要援護者支援

歩行が困難な方は単独では避難が困難であったり、聴覚や視覚に障害がある方は、情報を得ることが困難な場合があり、大規模な災害時には、より大きな被害を受ける可能性があります。

こうした災害時に特別な援護の必要な方（災害時要援護者）が、南海地震によって大きな被害を受けないためには、自らの備えや、地域・行政などによる支援が欠かせません。

このため、当事者団体や支援団体等と連携しながら、災害時要援護者を支援するためのネットワークづくりや体制づくりを進めます。

| | |
|--|--|
| 8.0 災害時要援護者の支援体制の整備 | （担当部局）健康福祉部 |
| <p>市町村の災害時要援護者連絡協議会（仮称）の設置等 各市町村における災害時要援護者の把握・情報共有等を円滑に行うため、行政・事業者・地域関係者で組織する市町村災害時要援護者連絡協議会（仮称）の設置・運営支援を行います。</p> <p>在宅要医療者対策の推進 生命を維持するために医療処置を常に必要とする人工呼吸器使用・酸素療法・人工透析などの在宅患者が、災害時においても医療が受けられるよう支援体制の整備に取り組みます。</p> | |
| 目標 | （前期） 協議会設置率 100% 在宅要医療者災害支援マニュアルに基づく個別支援体制の検討 |
| 現状 | 平成 18 年度 災害時要援護者支援ネットワークづくりの手引きの作成 |
| 参考 | ・災害時要援護者 用語集(61 ページ) ・在宅要医療者 用語集(61 ページ) |

| | |
|---|--|
| 8.1 福祉避難所の設置体制の整備 | （担当部局）健康福祉部 |
| <p>福祉避難所マニュアルの作成 一般の避難所では避難生活に支障のある人を対象とした福祉避難所を市町村が開設・運営するためのマニュアルを作成します。</p> <p>福祉避難所として利用可能な施設の把握・整理 南海地震発生後に、市町村において早期に福祉避難所の立ち上げができるよう、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設を把握します。</p> <p>福祉避難所における介助員等の人材の確保 福祉避難所での介助員等の人材を確保する方法等について検討します。</p> | |
| 目標 | （前期） マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 調査率 100% 人材確保の方法等の検討 |
| 現状 | - |
| 参考 | 福祉避難所 用語集(61 ページ) |

| | |
|---|----------------------------|
| 8.2 情報伝達に特に配慮を要する方への支援体制の整備 | (担当部局)健康福祉部 危機管理部・文化環境部 |
| <p>手話や点訳等のボランティアの登録制度の構築 聴覚や視覚に障害がある方等に対し災害時の情報伝達等を行うため、手話や点訳等のボランティアの事前の登録や派遣要請の方法について検討します。</p> <p>災害時語学サポーターの養成 高知県に在住する外国人に対して、南海地震発生時に通訳や翻訳などの支援を行うため、災害時語学サポーター養成講座を開催する(財)高知県国際交流協会への協力等を行います。</p> <p>災害時要援護者が参加しやすい訓練のあり方の検討 聴覚や視覚に障害のある方等が地域の訓練に参加しやすい環境を整備するため、市町村と連携して実施方法等を検討します。</p> <p>目標 (前期) 事前の登録方法等の検討 21年度まで開催予定(22年度以降は検討中) 災害時要援護者が参加しやすい訓練のあり方の検討</p> <p>現状 平成19年度から災害時語学サポーターの養成講座を開催</p> | |

| | |
|--|-------------|
| 8.3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>平成17年度に県で作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」に基づき、各社会福祉施設における防災マニュアル作成を働きかけます。</p> <p>目標 (前期) 高齢者関係施設 75%、障害者関係施設 75%、児童関係施設 75% (後期) 高齢者関係施設 100%、障害者関係施設 100%、児童関係施設 100%</p> <p>現状 高齢者関係施設 56%、障害者関係施設 50%、児童関係施設 8% (平成20年4月1日現在)</p> | |

| | |
|--|-------------|
| 8.4 災害時要援護者等への啓発の推進 | (担当部局)健康福祉部 |
| <p>災害時要援護者への啓発 災害時要援護者やその家族における南海地震への備えを進めるため、市町村及び関係団体と連携して啓発を行います。</p> <p>在宅要医療者に対する啓発等 地震に対する日頃からの備えについて、ホームページ等で幅広く周知するとともに、新しく難病認定を受けた方に対してパンフレット等を活用して啓発を行います。</p> <p>目標 (6年間) 「患者家族用パンフレット(簡易版)」「緊急支援手帳」の新規患者への配付率100%</p> <p>現状 平成17年度 啓発用ビデオの作成 平成18年度 在宅要医療者災害支援マニュアルの作成</p> <p>参考 ・災害時要援護者 用語集(61ページ) ・在宅要医療者 用語集(61ページ)</p> | |

<関連項目の再掲>

[7 社会福祉施設等の耐震化の促進](#) (12ページ)

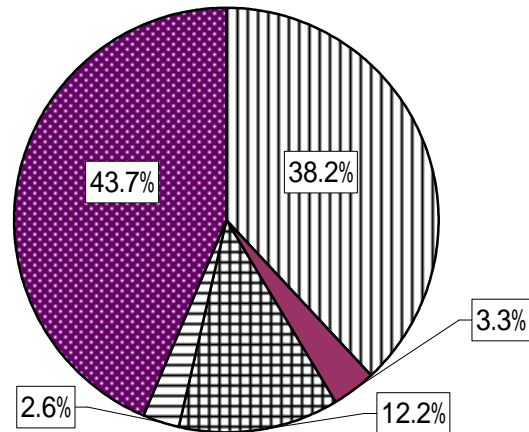
次の南海地震で想定される被害
 第2次高知県南海地震対策基礎調査(平成16年3月・平成18年7月)より

1 建物被害

建物全壊の原因別割合

| 原因 | 全壊棟数 | 半壊棟数 |
|-------|--------|--------|
| 地震の揺れ | 31,191 | 50,983 |
| 火災 | 2,712 | |
| がけ崩れ | 9,942 | 23,189 |
| 液状化 | 2,132 | |
| 津波 | 35,735 | 11,750 |
| 合計 | 81,712 | 85,922 |

単位:棟
 冬AM5時の場合

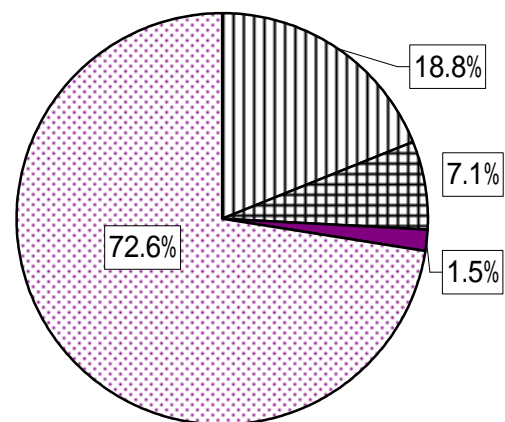


2 人的被害

死亡原因別割合

| 原因 | 死者数 | 負傷者数 |
|----------|-------|--------|
| 揺れ(建物倒壊) | 1,807 | 9,343 |
| がけ崩れ | 683 | 853 |
| 火災 | 148 | 570 |
| 津波 | 6,989 | |
| 合計 | 9,627 | 10,766 |

単位:人
 冬の早朝・津波避難意識が低い場合



3 避難者数

避難所への避難者数の想定
 発生後1日経過 258,870人(102,361世帯)

地震・津波県民意識調査の概要

1 調査の目的

4 県県民（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）を対象に地震・津波に関する意識調査を行い、防災意識や地震防災対策・津波避難対策の現状を把握・分析するとともに、県民の行政機関への要望を知ることにより、今後の防災対策の進め方に反映させる。

2 調査方法

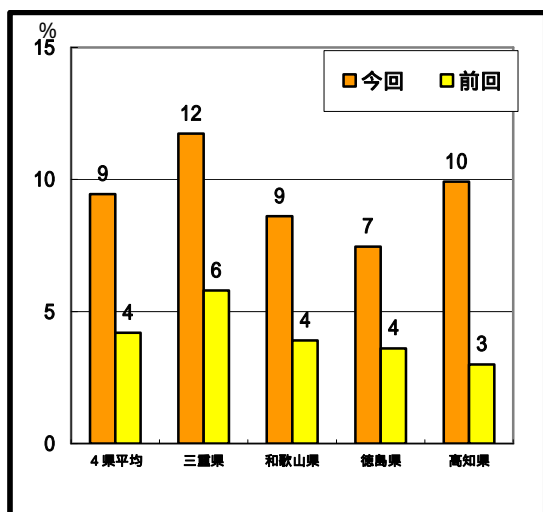
津波危険地区の住民（各県 2,000 人）を対象とした調査を実施。（設問項目：38 項目）

- ・実施期間：平成 19 年 11 月～12 月（前回調査は平成 16 年 9 月に実施）
- ・回収状況：4 県平均 55.4%、高知県 54.7%（沿岸 17 市町）

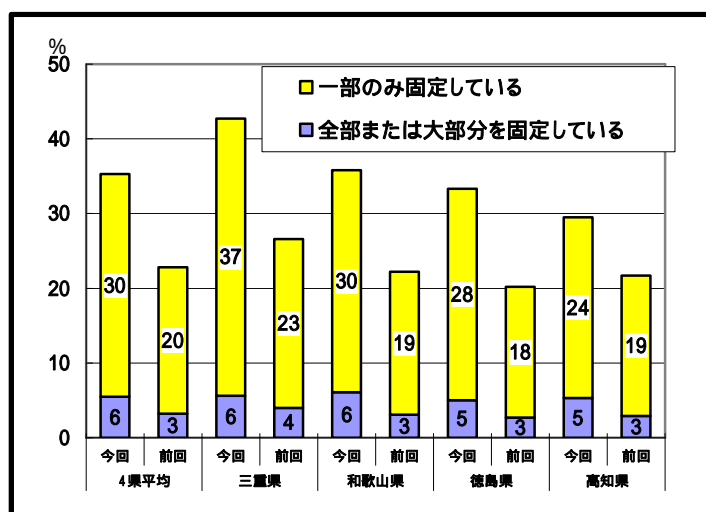
3 調査結果の概要

（1）東南海・南海地震への関心・切迫感、木造住宅の耐震診断受診率、家具類の固定状況

「東南海・南海地震への関心」は高く（4 県平均 78.9%、4.2%上昇：高知県 78.5%、7.9% 上昇）「明日起きても不思議はない」と考えている人が 4 県平均で 34.6%（高知県 30.8%）おり、東南海・南海地震への切迫感が高いが「専門家による木造住宅の耐震診断受診率」（4 県平均 9.4%、5.2% 上昇：高知県 9.9%、6.9% 上昇）や「家具類の固定状況」（4 県平均 35.3%、12.5% 上昇：高知県 29.5%、7.8% 上昇）など、自助での対策はこの 3 年間で一定の進捗があるものの、まだ十分とはいえない。



専門家による木造住宅の耐震診断受診率



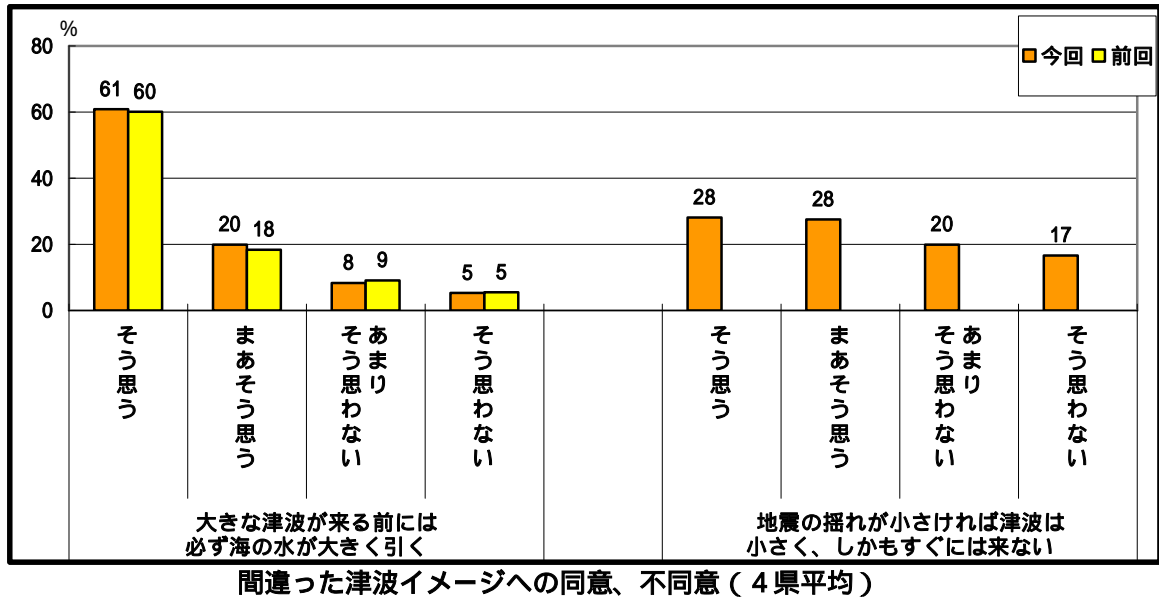
家具類の固定状況

（2）津波に関する間違ったイメージ

「大きな津波が来る前には、必ず海の水が大きく引く」には、4 県平均で 80.8%（高知県 77.0%）が「地震の揺れが小さければ津波は小さく、しかもすぐには来ない」には、4 県平均で 55.6%（高知県 49.8%）の人が同意している。

このような、間違ったイメージを強くもっているのは、年齢が高く、居住年数が長い人、子どもの頃に地震や津波の伝承を受けた人であり、きわめて根深いものであることを示唆している。

注： は前回調査では設問がないため、比較はできず

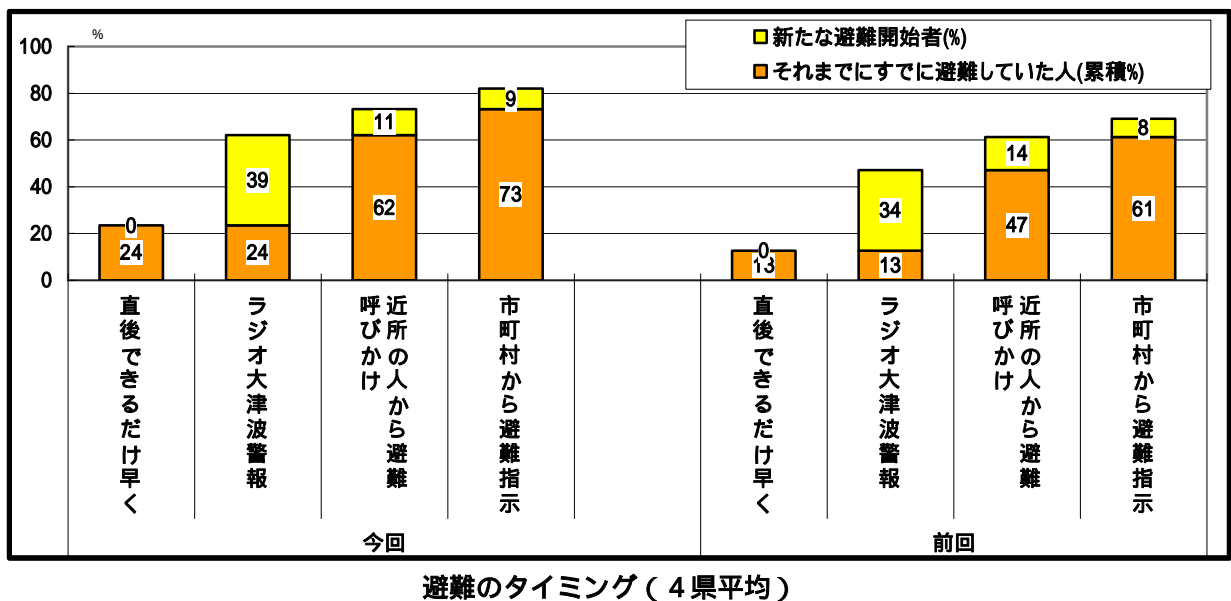


（3）津波避難行動のタイミング

津波避難の大原則は「大きな揺れの直後にすぐ避難」であるが、揺れの直後に津波来襲を考えて避難するつもりの方は、前回より大幅に増えた（4県平均 23.5%、10.8%上昇：高知県 30.9%、16.1%上昇）とは言え、まだ多くの人に理解されていない。

しかし、大きな揺れの直後には避難しないつもりの方でも、大津波警報が発令されたり、近所の人や、市町村から避難するように言われたら避難するつもりの方が非常に多い。

実際の災害でもよくみられるように、様々なルートから避難の呼びかけを、すればするほど避難率を上げることができる。

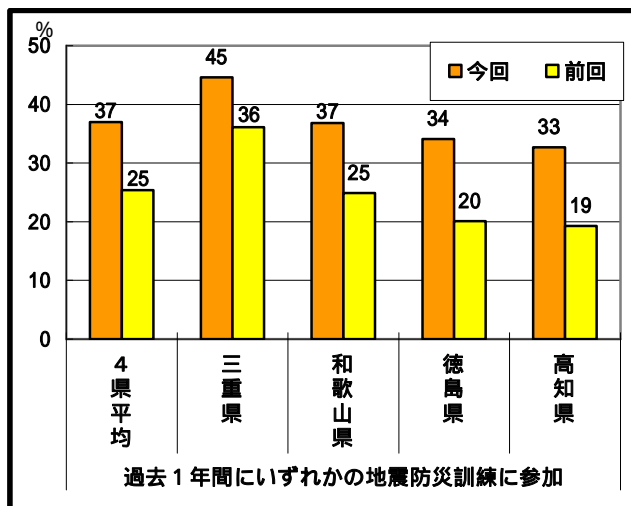


（4）地震防災訓練への参加状況、訓練の評価

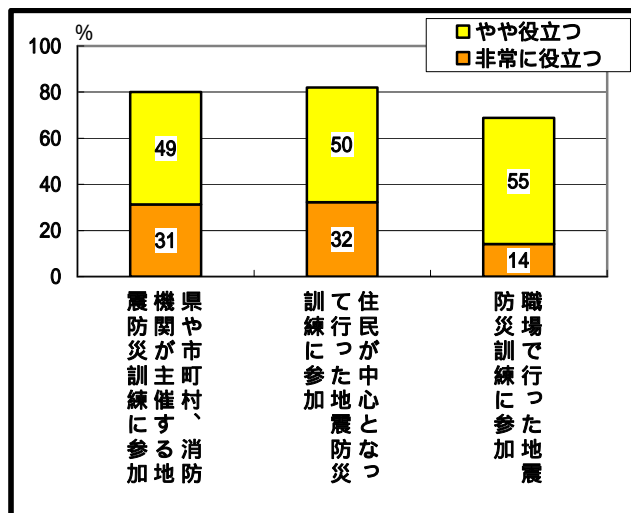
「過去1年間に地域もしくは職場の地震防災訓練のいずれかに参加した」人は、4県平均で 37.0%、11.6%の上昇（高知県 32.7%、13.4%上昇）となっており、防災先進県で

ある静岡県の6割という数値には達していないが、着実に上昇している。

訓練の評価としては「役に立つ」と回答した人は3/4(4県平均75.5%、6.1%上昇：高知県77.0%、1.3%上昇)に達するが、訓練主催者によって大きく異なる。



地震防災訓練への参加率(過去1年間)

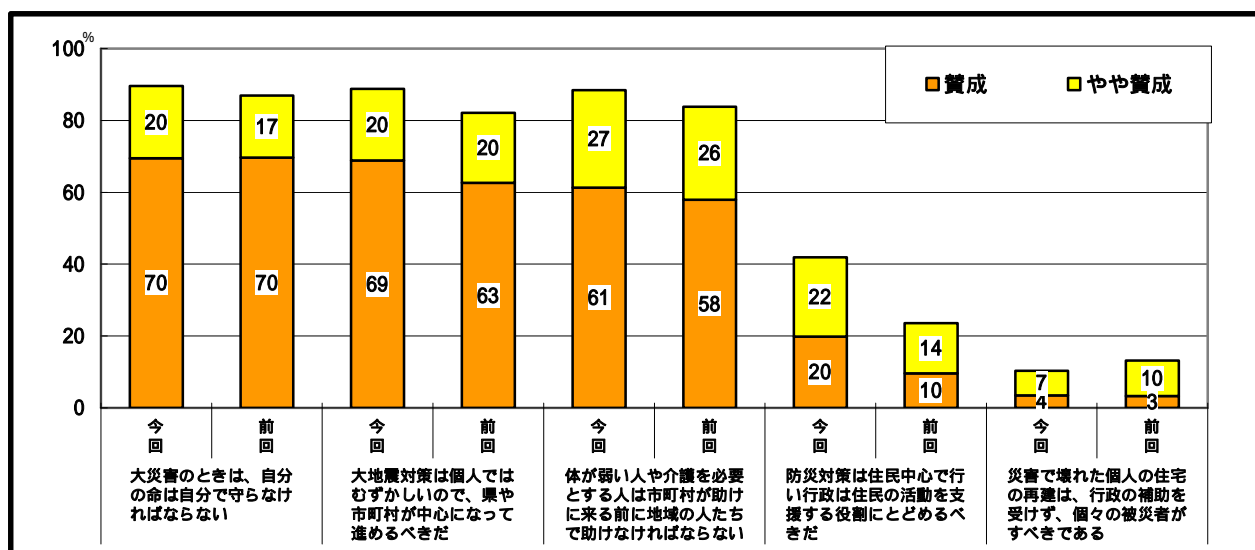


訓練主催者による評価の違い(4県平均)

(5) 防災対策の役割分担に関する考え方

平常時の防災対策については「防災対策は住民中心で行い、行政は住民の活動を支援する役割にとどめるべきだ」という自助中心に対策を進めるべきという考え方が、4県平均で41.9%、18.3%の上昇(高知県42.8%、21.4%上昇)となった。

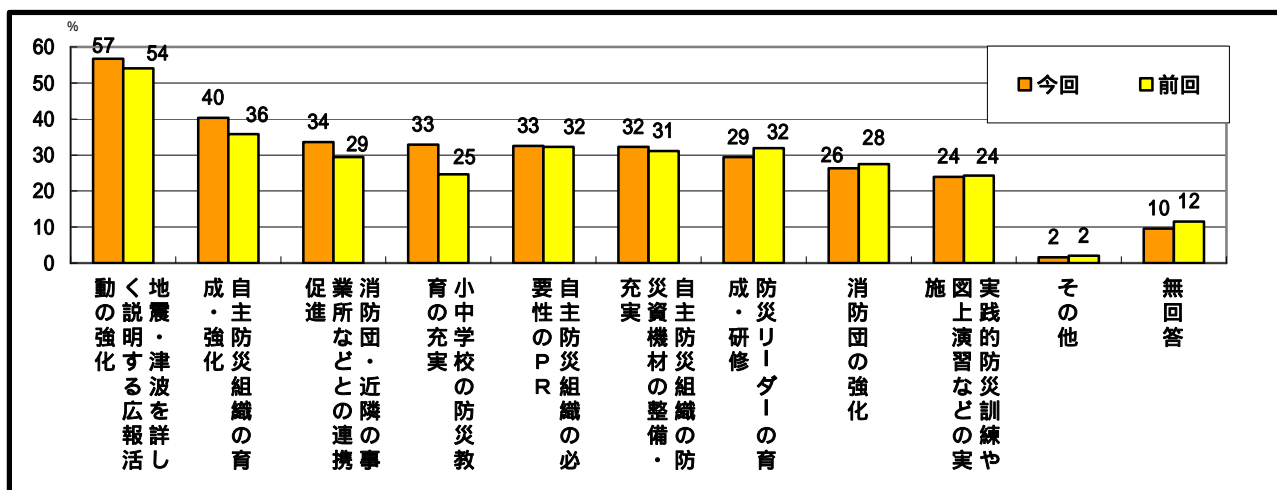
大災害発生直後には、行政の活動に限界があることが、約9割(4県平均及び高知県共に)の人に理解されており、そのときは住民が自助、もしくは共助によって対応しなければならないと考えているが、平常時や復旧・復興段階では、行政に支援を求める考え方が多数派である。



自助、共助、公助の役割に関する考え方(4県平均)

(6) 地域防災力強化に必要な対策

地域の防災力を高めるには、幅広い取り組みが必要と考えられている。中でも、広報活動の強化と自主防災組織の育成・強化を求める人が多くなっている。



地域防災力の向上のために必要な対策（4県平均）

(7) 調査結果のまとめ

県民の防災意識と防災対策について定量的に分析した。県民防災力指数(被害軽減対策、応急対策、地震・津波イメージの正確性)および共助ポテンシャルの4つの指数を見てみると、4県平均では3つの指数が上昇(高知県では全ての指数)している。

このことから、この3年間に4県が実施した地震・津波対策が津波危険地区に居住する県民の防災意識や防災対策に影響を与え、地域の防災力向上に寄与したと言える。

しかし、来るべき東南海・南海地震の被害をゼロに近づけるためには、県民意識の動向を正確に把握しつつ、防災対策の更なる継続・強化をすることが重要である。

県民防災力指数、共助ポテンシャルの現状と前回との比較

| 項目(指数) | | 三重 | 和歌山 | 徳島 | 高知 | 4県平均 | 前回比較 |
|----------------------|----|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 1. 被害軽減対策総合指数 | 今回 | 38.1% | 36.0% | 34.7% | 36.9% | 36.5% | +6.0% |
| | 前回 | 34.5% | 24.7% | 25.3% | 29.9% | 30.5% | |
| 2. 応急対策総合指数 | 今回 | 31.3% | 32.7% | 27.1% | 27.5% | 29.6% | -1.1% |
| | 前回 | 34.7% | 32.7% | 27.7% | 26.9% | 30.7% | |
| 3. 地震・津波イメージの正確性総合指数 | 今回 | 46.2% | 43.2% | 46.9% | 49.4% | 46.3% | +1.0% |
| | 前回 | 48.1% | 46.0% | 39.5% | 41.7% | 45.3% | |
| 4. 共助ポテンシャル総合指数 | 今回 | 21.2% | 19.0% | 14.5% | 16.7% | 17.8% | +5.1% |
| | 前回 | 17.6% | 13.1% | 9.1% | 10.6% | 12.7% | |

注) 各項目の数値(%)は次の～の対策における平均実施率を算出した結果である

県民防災力指数(被害軽減対策)・・・専門家耐震診断受診率 など7項目

県民防災力指数(応急対策)・・・地震が起きたとき避難する場所を決めているなど 9項目

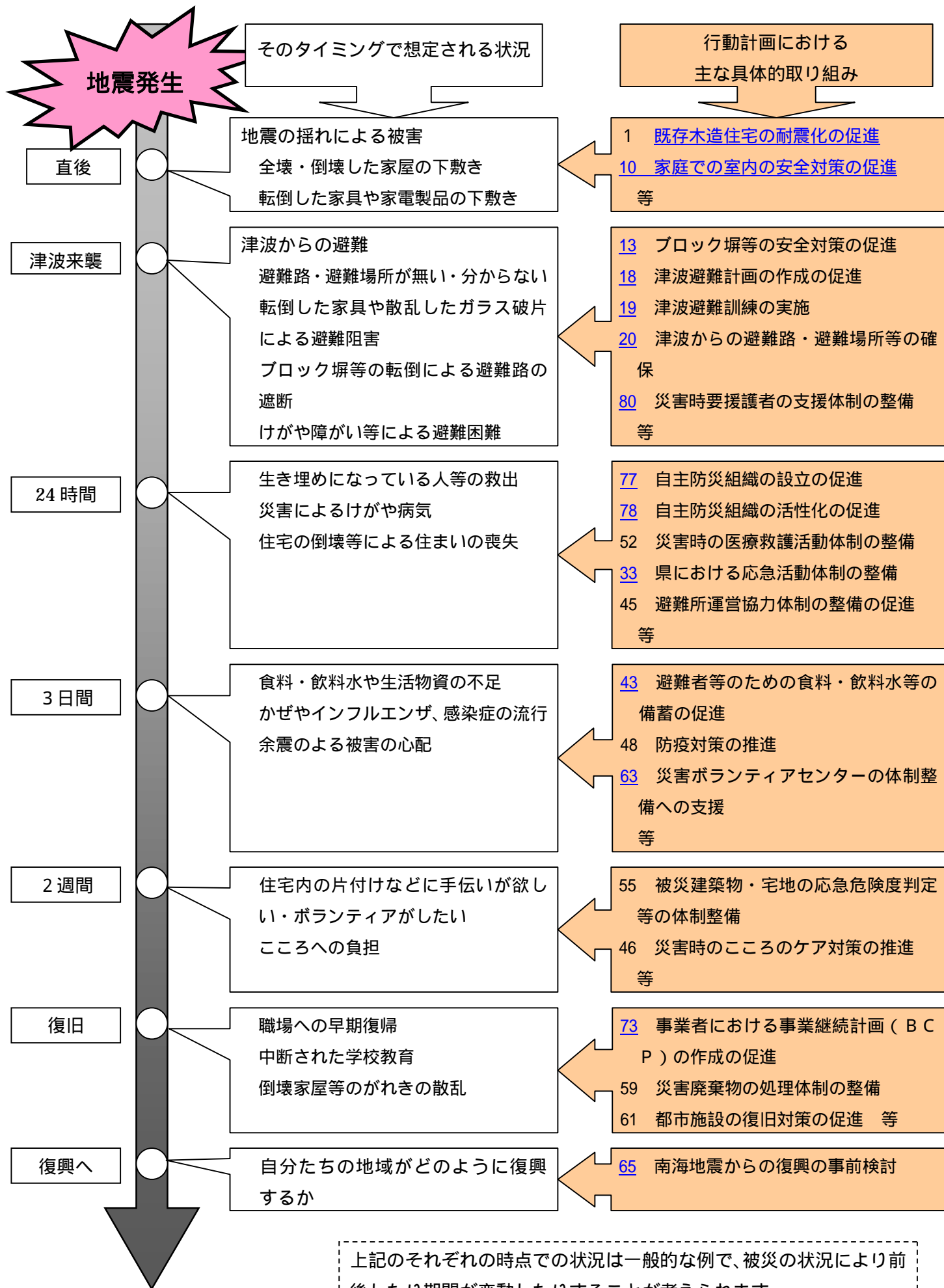
県民防災力指数(地震・津波イメージの正確性)・・・津波イメージ など7項目

共助ポテンシャル・・・防災訓練参加率 など5項目

これまでの南海地震対策の取り組み

| | |
|----------|--|
| 昭和 58 年度 | 須崎港津波防波堤建設事業に着手 |
| 平成 4 年度 | 高知県地震対策基礎調査（M8.0 想定） |
| 平成 5 年度 | 地域防災計画（震災対策編）作成 |
| 平成 8 年度 | 津波からの避難路・避難場所の整備への支援着手 |
| 平成 10 年度 | 高知県南海地震津波防災検討会の設置 |
| 平成 11 年度 | 高知県津波防災アセスメント調査（M8.4 想定） 自主防災組織の設立・育成支援に着手 |
| 平成 12 年度 | 津波避難対策モデル市町村の設定（高知市ほか 7 市町） 高知県防災情報マルチネットワークシステムの構築 |
| 平成 13 年度 | 第 2 次高知県津波防災アセスメント調査 |
| | 平成 13 年 6 月 28 日 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」発足 |
| | 平成 13 年 9 月 27 日 「南海トラフの地震の長期評価」発表 |
| | 平成 13 年 11 月 15 日 「東南海・南海地震に関する府県連絡会」発足 |
| 平成 14 年度 | 南海地震対策推進本部の設置 |
| | 平成 14 年 7 月 26 日 「東南海・南海地震に係る地震防災対策に関する特別措置法」公布 |
| 平成 15 年度 | 危機管理部門の設置、県政の 4 本柱に南海地震対策 木造住宅の耐震化支援に着手（H15～診断、H17～補強、H19～設計） 学校等の耐震化支援に着手（H15～耐震診断、H18～耐震補強） 防災教育の推進に着手（H15～H17 防災教育モデル事業等） |
| | 平成 15 年 12 月 17 日 中央防災会議「地震防災対策推進地域」指定、同日「地震対策大綱」発表 第 2 次高知県地震対策基礎調査（M8.4 想定） |
| 平成 16 年度 | 高知県地域防災計画（東南海・南海地震防災対策推進計画編）の策定 |
| | 平成 16 年 6 月 11 日 4 県（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）東南海・南海地震防災対策 連携協議会の発足、4 県共同地震・津波県民意識調査の実施 南海地震啓発のための小冊子の全戸配布・情報コーナーの設置・ホームページの開 設、「南海地震に備える基本的な方向」の発表 災害時要援護者の支援対策に着手 「高知県災害医療救護計画」の作成 |
| | 平成 17 年 3 月 30 日 中央防災会議「地震防災戦略」決定 |
| 平成 17 年度 | 第 2 次高知県津波防災アセスメント補完調査（M8.4 想定） 市町村課題検討会の設置 |
| | 平成 18 年 4 月 21 日 中央防災会議「東南海・南海地震応急対策活動要領」決定 「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み」作成、 <u>17 項目の目標を設定</u> 「緊急輸送道路の橋梁耐震プログラム」に基づく耐震補強に着手 |
| 平成 18 年度 | 「県有建築物耐震改修促進計画」の作成 |
| 平成 19 年度 | 「高知県南海地震応急対策活動計画」の中間取りまとめ |
| 平成 20 年度 | <u>「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」施行</u> <u>「高知県南海地震対策行動計画」の作成</u> |

行動計画の取り組みと被災との関わり（時系列）



本計画で使用する用語の説明

| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|----|-----|--------------------------|--|
| 1 | 2P | 高知県南海地震対策推進本部 | 南海地震対策の総合的な調整や施策の円滑な推進を目的として、平成 15 年 2 月に設置した県庁の内部組織です。本部長である県知事を中心に、副本部長である副知事や本部員である部長等が年 2 回程度集まり、南海地震対策について大きな方針についての意思決定などを行います。 |
| 2 | 3P | 南海地震に備える基本的方向 | 南海地震に備えるための県の基本的な考え方や当面の取り組みなどを県民に分かりやすい形で示し、課題や目標を県民と共有しながら取り組むことが重要であるという考えから、高知県南海地震対策推進本部において平成 17 年 2 月に作成しました。平成 18 年 2 月に「南海地震に備える基本的方向と当面の取り組み」と名前を変え改定しましたが、南海地震対策行動計画へと移行するため、平成 19 年 2 月の改定が最後となっています。 |
| 3 | 3P | 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例 | 南海地震による災害から県民の生命・身体・財産を守ることを目的として予防から南海地震発生後の応急・復旧・復興までの総合的な対策を計画的に行うことを目的として、平成 20 年 4 月 1 日に施行した高知県の条例です。 県・県民・事業者等の役割分担やそれぞれの責任についてや、「震災に強い地域社会づくり」を目指してそれぞれの主体が相互に連携しながら対策を進めていくために必要な事項を定めており、本行動計画の拠りどころのひとつとなっています。 |
| 4 | 4P | 防災文化 | 県民一人一人の防災の取り組みが一過性のものでなく習慣となること、その一人一人の取り組みから全県的な運動へと取り組みの輪を広げることによって、日常生活・仕事・教育などの中に自然な形で防災が根付いた社会を想定しています。例えば、家庭においては、危ない場所を子供に教えることや、水や食料を備蓄しておくこと、スムーズな避難のために靴や懐中電灯を枕元に置いておくことなどの備えが、日常生活の一部として定着している状況です。そのためには、家庭や地域、職場などで南海地震にいかに関わるかを考え、実践し、習慣としていくことが重要となります。 |

| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|----|-----|-----------|---|
| 5 | 4P | 自助・共助・公助 | 「自助」とは自分たちの身は自分たちで守ること、「共助」とは地域や身近にいる人同士が助け合うこと、「公助」とは個人や地域の力では解決できないことについて、国、県、市町村などの公的機関が行うことをいいます。共助を行うためにはまず災害で自らがけがをしないで生き残ることが必要であり、共助で助け合って津波からの避難をするにも、市町村等が設置運営する避難所がなければ安全に避難できる場所が無いなど、被害を減らすためには、自助・共助・公助が密接に連携し、取り組みを進める必要があります。 |
| 6 | 4P | 自主防災組織 | 災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚及び連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織です。 |
| 7 | 5P | 高知県地域防災計画 | 高知県における防災に関して防災関係機関がそれぞれ実施する業務等の大綱を記載した計画をいいます。災害対策基本法第40条に基づき、高知県防災会議で作成します。 |
| 8 | 5P | 地震防災戦略 | 大規模地震について、被害想定をもとに人的被害、経済被害を軽減するための具体的目標等をさだめたものです。 南海地震に関しては、平成17年3月の中央防災会議において「東南海・南海地震の地震防災戦略」が策定されました。 |
| 9 | 6P | 津波避難計画 | 津波避難計画には、市町村の作成する津波避難計画と、地域住民が作成する津波避難計画があります。 市町村の津波避難計画は、避難対象区域や津波到達時間、避難場所や避難路、住民の避難行動、計画の推進方法など、基本的な事項を記載します。地域の津波避難計画は、市町村計画で示された避難対象区域や津波到達時間、避難場所や避難路、標識の設置状況などの検証や、災害時要援護者対策や避難訓練の実施方法・体制などについて記載します。 |
| 10 | 6P | 公共土木施設 | 河川法や道路法などの各法律に基づいて、県及び市町村等により造られた施設(道路(橋りょうを含みます。)、河川、海岸、港湾、漁港など)であり現に維持管理されているものをいいます。 |

| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|--------------------|---|-----------------------|---|
| 11 | 10P | 既存木造住宅 | 昭和56年5月以前に建築された、現行の耐震基準を満足していない木造住宅をいいます。 |
| 12 | 10P | 耐震化促進事業 (診断、設計、改修) | 在来構法で建築された既存木造住宅の耐震診断・耐震設計・耐震改修に対して補助等を行う事業です。補助等の申請は既存木造住宅の所有者から行い、窓口は市町村となります。 |
| 13 | 10P | 県有建築物耐震化実施計画 | 県が所有する建築物について耐震化を推進するため、建築物が所在する地域の想定震度や建築物の災害時における用途などを基準に、耐震化を行う優先順位をつけた計画をいいます。 |
| 14 | 11P | Is 値 | Is 値とは地震に強い構造かどうかを表す数値です。建物の壁量や形状などから算出され、配置バランスが良く、壁の量が多いほど高い値になり、大規模な地震に対して、0.6 以上は倒壊・崩壊する危険性が低い、0.3 以上 0.6 未満は危険性がある、0.3 未満は危険性が高いとされています。 |
| 15 | 13P 17P 18P 29P 42P | 防災総合補助金 | 正式名称を「みんなで備える防災総合補助金」といい、住民一人ひとりや地域ぐるみで支え合う自主的な地域防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すために市町村等が実施する事業に対して、県が補助を行っています。 |
| 16 | 16P | 文化財 | わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいい、具体的には有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など)、無形文化財(演劇、音楽、工芸技術など)等があります。 |
| 17 | 17P 18P | 避難場所 | 避難場所とは、津波から一時的に避難するための高台や津波避難ビル等をいいます。似た言葉として「避難所」がありますが、こちらは災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できないといった場合に、一定期間生活を送る建物等をいいます。 |
| 18 | 18P | 津波避難ビル等 | 住民が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築物などの人工構造物を利用するものをいいます。 |

| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|--------------------|---------------------|-------------|---|
| 19 | 19P | 海岸堤防の危険度ランク | 平成 16 年 10 月 20 日に台風 23 号により室戸市菜生海岸の堤防が倒壊し死者が発生したことから、海岸堤防の目視調査を行い、その結果、ランク A = 補修を要すると判断した箇所、ランク B = ランク A 程ではないが、今後、継続した調査が必要と思われる箇所、ランク C = 現時点では対応を要しない箇所、の 3 段階に分けたものです。 |
| 20 | 20P | 陸こう | 海側にある漁港、港湾、海浜等を利用するために、車や人の通行が可能なように堤防等に設けた門扉をいいます。 市街地の河川堤防においても門扉があるものがありますが、常時閉鎖を行った場合に日常的な交通を妨げるものは、常時閉鎖の対策を行う対象とはしていません。 |
| 21 | 20P | 津波による漂流物 | 津波によって運ばれる船舶や材木などをいいます。津波来襲時には住宅や公共土木施設などに衝突することにより被害をもたらすとともに、津波が終息したのちも陸地に大きな船が取り残されたり、港湾の水面に大量の浮遊物を残すことによりその後の海上交通を妨げるなど、様々な被害をもたらします。 |
| 22 | 20P | 内水 | 内水(氾濫)とは、堤防を境に人々が住んでいる場所を内側、河川等の方を外側とした場合に、内側に降った雨水などが外側に排出できないために溢れる状況をいいます。一方、外水(氾濫)とは、外側の水が堤防の決壊や堤防を越えることにより溢れる状況をいいます。 |
| 23 | 21P | 密集市街地 | 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 2 条 1 号」に定義されていますが、一般的には 狭い範囲に密集して建物が建ち並んでいること 地域内の道路・公園等の公共施設が不十分なこと 老朽木造建築物が多く存在する の条件を満たすものをいいます。 |
| 24 | 21P | 不燃領域率 | 不燃領域率とは、地域内における道路、公園などのオープンスペースや燃えにくい建物が占める割合を基に算出するものです。不燃領域率が 40%以上であれば市街地の延焼が緩やかになり、市街地大火への拡大の抑制、避難時間の確保及び消火活動等の有効な展開が可能となるなど、災害時の基礎的安全性が確保された水準となります。 |

| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|--------------------|---------------------|---------------------|--|
| 25 | 22P | 急傾斜地・地すべり・砂防 | <p>地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちることをがけ崩れといい、このような現象が起こりやすい箇所を急傾斜地(崩壊危険区域)といいます。</p> <p>比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す現象を地すべりといいます。</p> <p>砂防とは、土石流の移動や土砂の移動を砂防ダムなどの構造物によって防ぐことをいいます。</p> |
| 26 | 22P | ため池 | <p>灌漑や消火などのために用水を溜めておくための人口の池をいいます。高知県においては、谷の出口を塞いだダムのような形のため池が多くあります。</p> |
| 27 | 23P | 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 | <p>土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。</p> <p>土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。</p> |
| 28 | 24P | 南海地震応急対策活動計画 | <p>南海地震などの大規模災害が発生した際に県が行う応急対応をあらかじめ定めた計画をいいます。</p> |
| 29 | 24P | 県庁の業務継続計画 | <p>県が日常行っている業務の中で県民の生命や生活に直接関わる重要な業務など中断することができない業務や災害対応業務を、南海地震等の大規模災害時においても途切れることなく実施するために、あらかじめ作成する計画をいいます。</p> |
| 30 | 24P | 東南海・南海地震応急対策活動要領 | <p>緊急災害対策本部の設置、緊急災害現地対策本部の設置、関係省庁の役割分担としての応急対策活動等を定めるために平成18年4月に中央防災会議で決定されたものです。</p> |
| 31 | 24P | 広域受援計画 | <p>東南海・南海地震応急対策活動要領等をふまえ、国などの応援を円滑に受け入れるために都道府県が作成する計画をいいます。</p> |

| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|--------------------|---------------------|-------------------|---|
| 32 | 25P | 広域防災拠点 | 災害発生時の救援・救護、復旧活動等のために、救急救助用の備蓄や、救援物資の集積・配送、自衛隊・警察・消防などの応援部隊の結集・展開などの機能を有する広域的な拠点をいいます。 |
| 33 | 25P | 災害図上訓練 | 訓練シナリオに基づき、地図上等で情報収集、状況判断、対応策の検討を行う演習をいいます。 |
| 34 | 26P | 防災行政無線 | 災害が発生した場合に、災害の規模や災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があることから、国及び地方公共団体において災害情報の収集・伝達手段を確保するために構築されている無線です。 |
| 35 | 26P | 防災情報マルチネットワークシステム | 災害時の情報伝達・収集を迅速かつ正確に行うこと等を目的として、地上系と衛星系で県と市町村、消防本部及び防災関係機関をネットワークした無線システムです。 |
| 36 | 27P | 流通備蓄（流通在庫調達） | 災害時において優先的に避難所等へ供給するために、物資の卸業者や小売業者が通常の業務の中で持っている在庫を活用することをいいます。具体的には防災関係機関と関係業者との協定を事前に結び、災害時に災害対策本部等から関係業者に供給の依頼を行います。 あらかじめ食料や飲料水等を購入し、倉庫等に保管しておく方法と比べ、使用期限ごとの更新や保管場所のためのコストがかからないという利点があります。 |
| 37 | 28P | 災害時のこころのケア | 大地震などの危機的出来事などに遭遇したために発生する心身の健康に関する多様な問題を予防すること、あるいはその回復を援助する活動をこころのケアといいます。 |
| 38 | 28P | 防疫 | 感染症の発生・流行を予防することをいいます。具体的には感染症にかかった人の早期発見や隔離、消毒、媒介動物の駆除、予防接種などを行います。 |

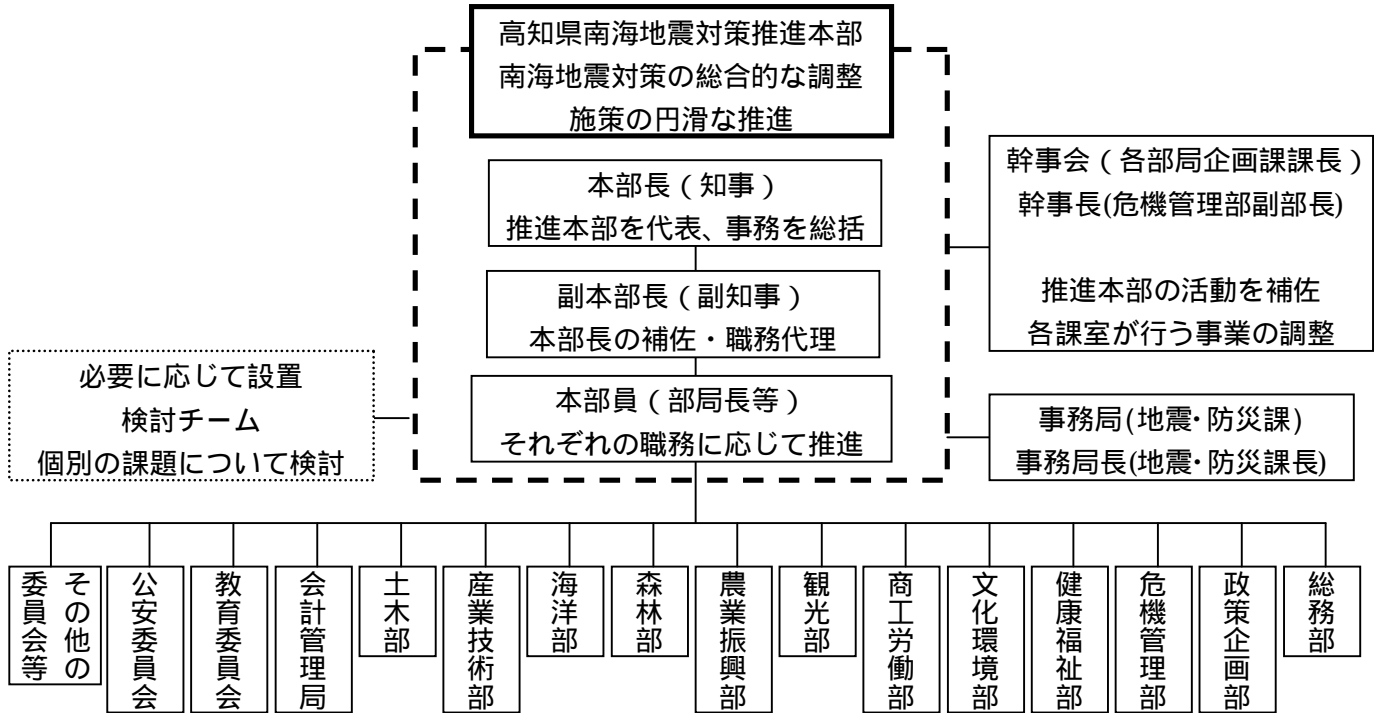
| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|--------------------|---------------------|------------------------------|---|
| 39 | 30P | 高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル | <p>南海地震が発生したときに、県民等の生命や健康を守るため医療救護体制を確立するための計画を高知県災害医療救護計画といます。</p> <p>また、「高知県災害救急医療活動マニュアル」は、高知県災害医療救護計画を円滑に進めるために、地震発生後5日間程度において県や市町村の職員及び医療従事者の活動の基本的な手順等を記載したものです。</p> |
| 40 | 30P | DMAT(災害派遣医療チーム) | <p>地震や航空機・列車事故などの災害時において、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームをいいます。(DMATはDisaster Medical Assistance Teamの頭文字です。)</p> |
| 41 | 31P | トリアージ | <p>南海地震などの大規模災害時において、多くの負傷者等が医療機関に殺到することが考えられます。この場合に、多くの負傷者等の中から生命に関わる傷病の方から優先的に治療や搬送を行うことにより、より多くの命を救う必要があります。</p> <p>この治療等の優先順位をつけることをトリアージといいます。具体的には、負傷者等を、最優先に治療を行う必要のある方である「最優先治療群」から、治療を行わない「死亡群」など4種類に区分します。</p> |
| 42 | 32P | 被災建築物・宅地の応急危険度判定 | <p>地震によって被害を受けた住宅や宅地等がその後の余震や降雨等によって二次災害を引き起こさないように、住宅や宅地の被害の状況や危険度を判定することをいいます。判定の結果によって「危険」「要注意」「調査済」を現地に表示しますが、この判定結果には法的拘束力はありません。</p> |
| 43 | 33P | 緊急輸送道路ネットワーク | <p>大規模災害直後から発生・増大する物資や人員等の輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路及び道路同士の繋がりをいいます。</p> <p>具体的には、県庁や重要港湾、空港等を連絡する道路を第1次緊急輸送道路ネットワーク、第1次緊急輸送道路と市町村役場などを連絡する道路を第2次緊急輸送道路ネットワーク、その他の道路を第3次緊急輸送道路ネットワークと区分して定めている。</p> |

| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|--------------------|---------------------|-------------------------------|--|
| 44 | 33P | 耐震強化岸壁 | 震災時の緊急物資・避難者等の海上輸送や震災直後から復旧完了までの貨物輸送機能の確保を目的として、通常の岸壁よりも耐震性を強化した岸壁をいいます。 |
| 45 | 34P | 家屋被害状況調査 | 自然災害などにより住家などが破損した場合、その程度を経済的な観点による基準に基づき調査することを家屋被害状況調査といいます。 |
| 46 | 34P | り災証明 | 地震や津波、噴火など災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、その災害によって受けた被害について、住居においては全壊・全焼、流失、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水、床下浸水、人においては死亡、行方不明、負傷といったり災状況の証明を行うことをいい、災害時は市町村長が、火災時は消防署長が発行します。 |
| 47 | 35P | 都市施設 | 道路、公園、教育文化施設、社会福祉施設等都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称で、都市計画法により定められた施設をいいます。 |
| 48 | 36P | 災害ボランティアセンター | 被災地のニーズとボランティアのマッチングや、ニーズに合った活動プログラムの開発・実施を目的として、主として市町村単位で設置される組織をいいます。 |
| 49 | 36P | 専門ボランティア | 被災宅地応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士などのように、県や市町村等の指示により実施する活動を「専門ボランティア」と名づけ、自主性に基づいた一般のボランティアと区別しています。 |
| 50 | 38P | 4県(三重・和歌山・徳島・高知)共同地震・津波県民意識調査 | 東南海・南海地震の影響を大きく受ける4県において共同で地震や津波に対する県民の意識についてアンケート調査を行ったもので、平成16年度に第一回、平成19年度に第二回の意識調査を実施しています。 |

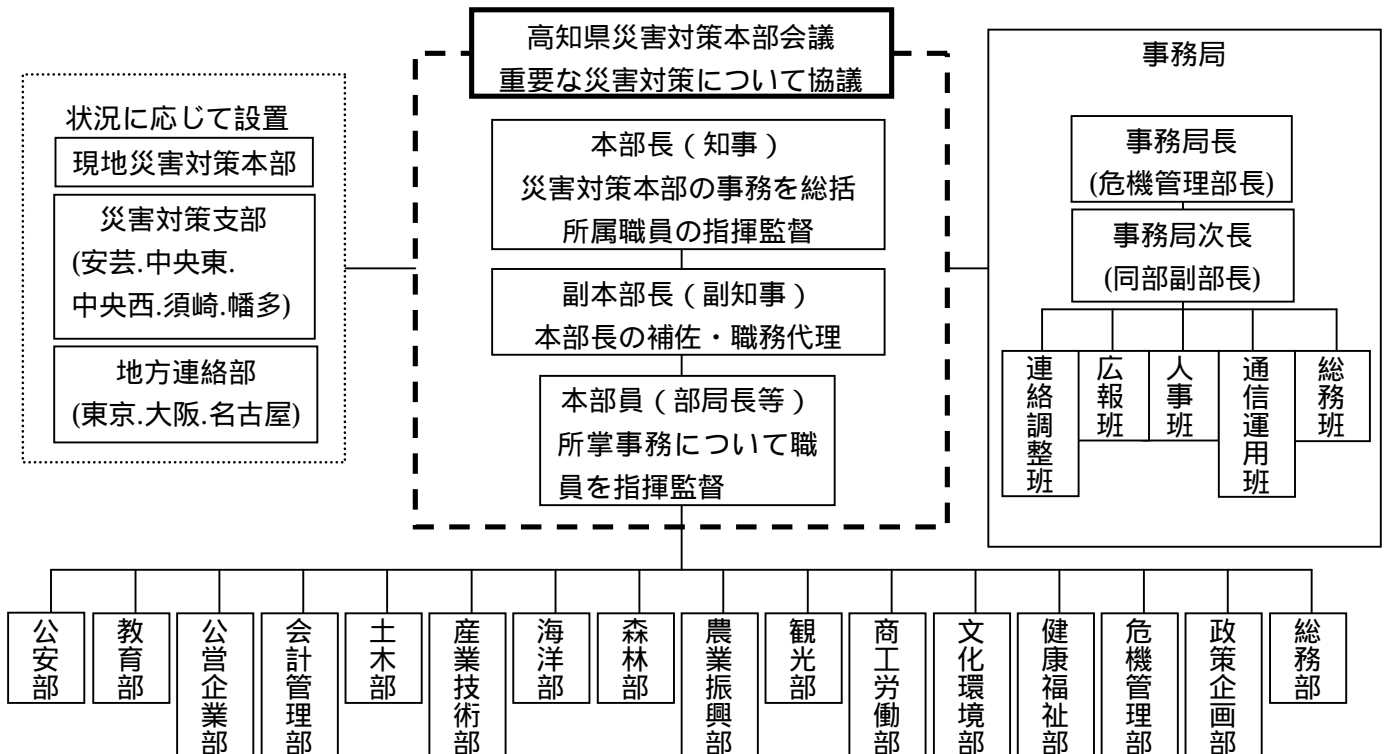
| NO | ページ | 用語 | 解説 |
|--------------------|------------|----------------|---|
| 51 | 39P | 消防団員（機能別分団・団員） | <p>消防団とは、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる市町村の消防機関の一つとして、ほとんどすべての市町村に設置されています。</p> <p>機能別団員とは、基本団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度です。機能別分団とは、特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は該当活動及び大規模災害対応等に参加する制度です。</p> <p>機能別分団・機能別団員とも、担い手が年々減少している消防団員を確保するための対策として進められています。</p> |
| 52 | 40P | 事業継続計画（BCP） | <p>災害時においても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開すること（事業継続）を目的として各事業者が作成する計画をいいます。</p> |
| 53 | 41P | 東南海・南海地震防災対策計画 | <p>「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、東南海・南海地震によって、1メートル以上浸水すると想定されている地区の事業者の方に作成を義務付けられている計画で、防災体制、情報の収集・伝達方法、避難、訓練、教育と広報について主に定めます。</p> |
| 54 | 44P 45P | 災害時要援護者 | <p>高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とする人をいいます。</p> |
| 55 | 44P 45P | 在宅要医療者 | <p>生命を維持するために薬剤の使用や医療処置を常に必要とする在宅患者の方をいいます。具体的には、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、人工透析などを必要とする方です。</p> |
| 56 | 44P | 福祉避難所 | <p>災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のことです。具体的には、車いすの方や足の不自由な方でも移動がしやすいようにバリアフリー化されているものや、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員が配置されているものなどがあります。</p> |

県の災害対策の体制

〔平常時の推進体制 南海地震対策推進本部〕



〔災害が発生した時の体制 災害対策本部〕

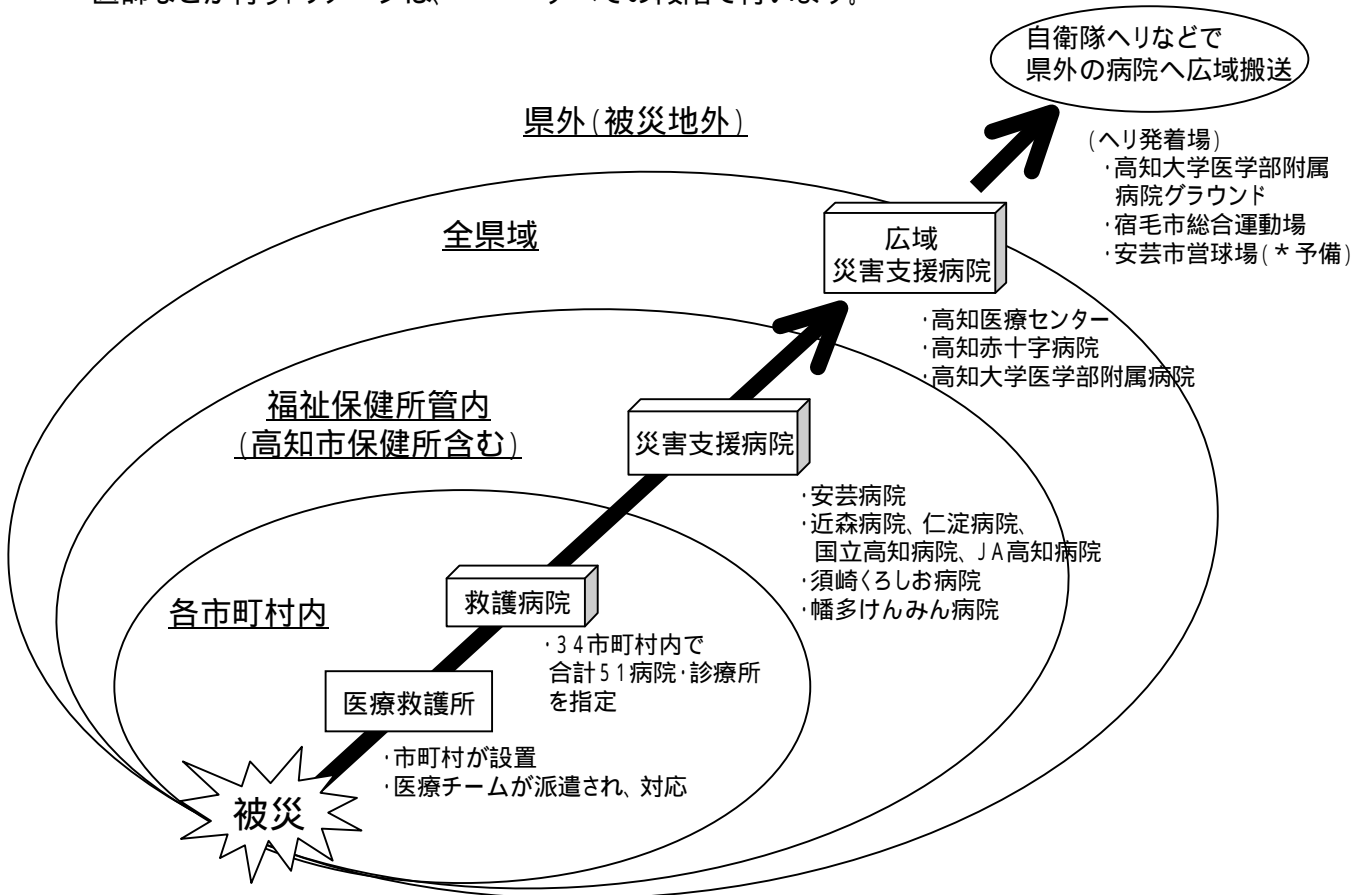


災害時の医療救護体制の概要

- ・ 高知県では、通常の医療体制で対応が困難となる大規模な災害の発生時を想定した医療救護計画を作成しています。
- ・ 南海地震が発生したときには、この計画に基づき、医療救護所や救護病院等を設置し、傷病者の処置等を行います。
- ・ この計画の詳細は、医療薬務課のウェブサイトから、ご覧になれます。
<http://www.pref.kochi.jp/~iryousaigai-manual.html>
- ・ 以下に、被災者から見た災害時の医療救護活動の基本的な流れを示します。

被災者から見た災害時の医療救護活動の基本的な流れ

- ・ 災害時には、重症者、中等症患者の治療を優先します。
- ・ 第一に市町村内の病院・診療所に対応します。()
- ・ 市町村内で対応困難な患者は、福祉保健所管内の病院に対応します。()
- ・ 福祉保健所管内の病院で対応困難な患者は、中央圏の3つの病院に対応します。()
- ・ 高知県内で対応困難な患者は、自衛隊ヘリなどを使って、県外へ広域搬送します。()
- ・ 医師などが行うトリアージは、 ~ すべての段階で行います。



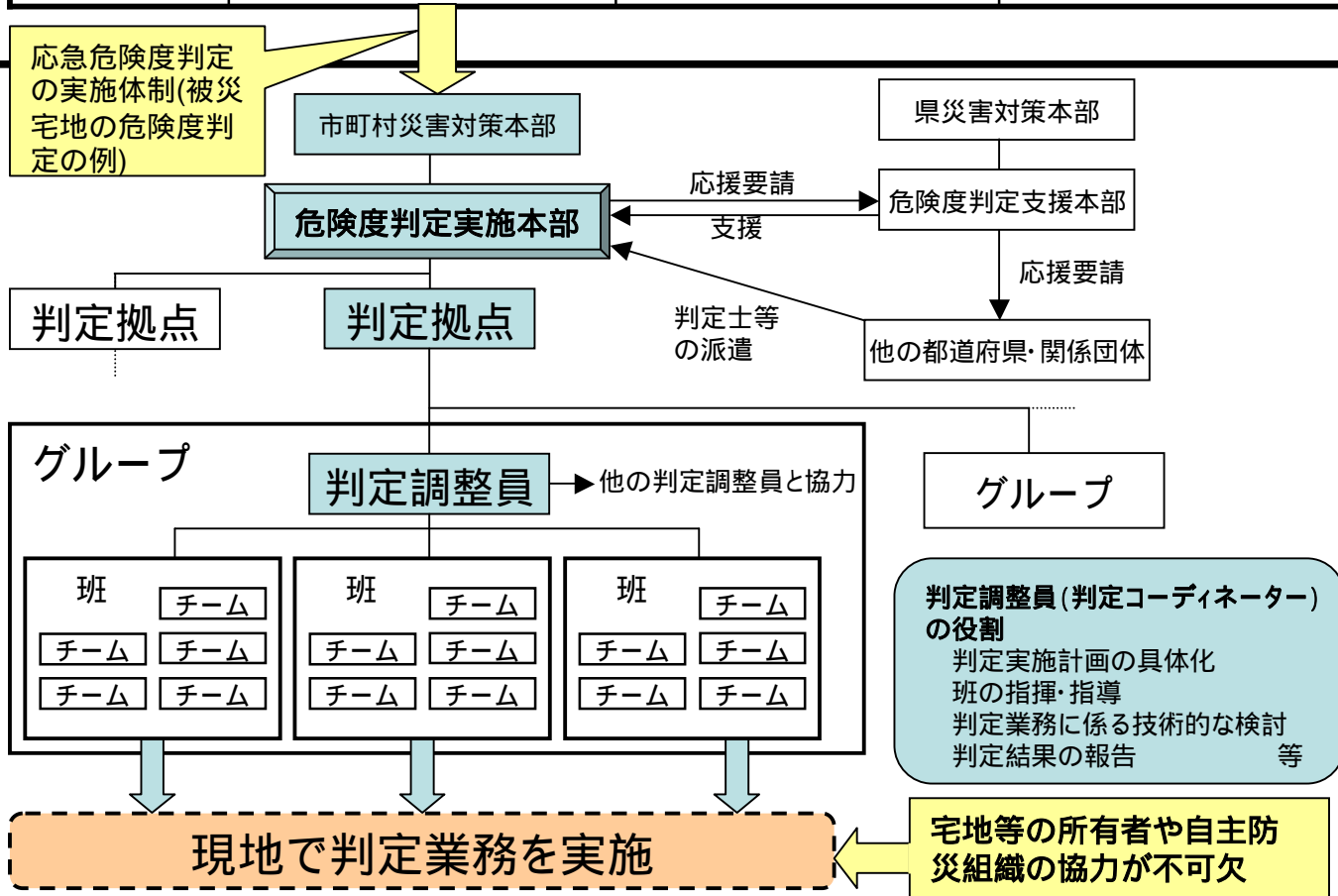
- 重症患者 : 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする方
 中等症患者 : 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが、入院治療を必要とする方
 軽症患者 : 上記以外の方で医師の治療を必要とする方

住宅や宅地等の危険度判定等の概要

応急危険度判定(具体的取り組み55)と家屋被害状況調査(具体的取り組み60)、それに被災度区分判定は、名前や内容が似ており紛らわしいですが、それぞれ目的等に違いがあります。

3つの判定・調査の違い

| | 応急危険度判定 | 家屋被害状況調査 | 被災度区分判定 |
|-----------|---|--|---|
| 実施する目的 | 余震等による二次被害の防止 | 住家に対するり災証明書の発行 | 被災した建築物の適切かつ速やかな復旧 |
| 実施の主体 | 市町村が実施本部を設置 | 市町村 | 当該建築物の所有者 |
| 主に調査員となる者 | 危険度判定士(建築士等で講習を受けた者) | 行政職員 | 建築士等 |
| 判定の内容 | 当面の使用や立ち入りに対する安全度 | 住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出 | 継続使用のための復旧の要否 |
| 判定結果分類 | 危険・要注意・調査済 | 全壊・大規模半壊・半壊等 | 復旧不要・要復旧・復旧不可能 |
| 判定後 | 建物や宅地に上記判定結果を表示したステッカーを貼り付け | り災証明書に判定結果を記載し所有者に交付 | 判定結果を依頼主に通知 |
| 備考 | 建築物を判定する「被災建築物応急危険度判定」と宅地等を判定する「被災宅地危険度判定」がある | り災証明書は、災害救助法に基づく行政からの支援や、地震保険の給付に利用される | 財団法人日本建築防災協会での「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者」の養成をおこなっている |



災害ボランティアの概要

阪神大震災を契機として、自発的に被災者への支援を行うボランティア活動が活発になりました。高知県でも、98豪雨や西南豪雨などに多くのボランティアの方々が活躍しました。次の南海地震が発生したときにも、被災者の多様なニーズに対して柔軟に応えることのできる災害ボランティア活動は非常に大きな役割を果たすと考えられます。そのため、災害時において円滑なボランティア活動が実施できるような体制づくりへの支援を行います。

